

3 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
	○	○			家庭防災員研修受講者の募集(推薦又は応募)のご依頼について	2
2(1)	○	○			令和5年度緊急時情報伝達システムへの登録について	4
2(4)	○	○			令和5年度LED防犯灯整備事業について【市連】	10
3(1)	○	○			令和4年度ICT活用アンケートについて(再度依頼)	11
3(2)	○	○			自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣について	12
3(3)	○	○			「令和5年横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について	13
3(4)	○	○			「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」へのご協力の御礼及び単純集計結果(速報)について【市連】	13
3(5)	○	○			補助金個別相談会の開催について	14
3(6)	○				広報チラシ「あなたの街の民生委員・児童委員・主任児童委員」について	14
3(7)	○	○			令和4年度各種募金・会費の依頼額・目安額について【市連】	15
4(1)ア	○	○			「港南消防団だより」の配布について	16
4(1)エ	○	○			「令和5年度 横浜市交通安全運動実施計画」の配布について	16
4(1)オ	○	○			「令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動横浜市実施要綱」の配布について	16
4(2)ア	○		○		「消費生活推進員だより 第49号」	16
4(2)イ	○		○		「KONAN スポーツ推進委員だより 第37号」	16
4(2)ウ	○		○		「港南区青指だより第42号」	16
4(2)エ	○		○		「環境事業推進委員だより(3R夢!通信) 第11号」	16
4(2)オ	○		○		「防犯かながわ 第162号」	16
4(2)カ	○		○		「レ・スポールこうなん(スポーツ情報誌) 第35号」	16

1 刑法犯認知件数【暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺以外

	全刑法犯	子供・女性 が狙われや すい犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	6,438	234	141	33	10	76	174	1,452
港南署	101	3	4	1	3	0	4	6
昨年同期比	116	3	0	0	7	1	6	12
増減	-15	0	+4	+1	-4	-1	-2	-6

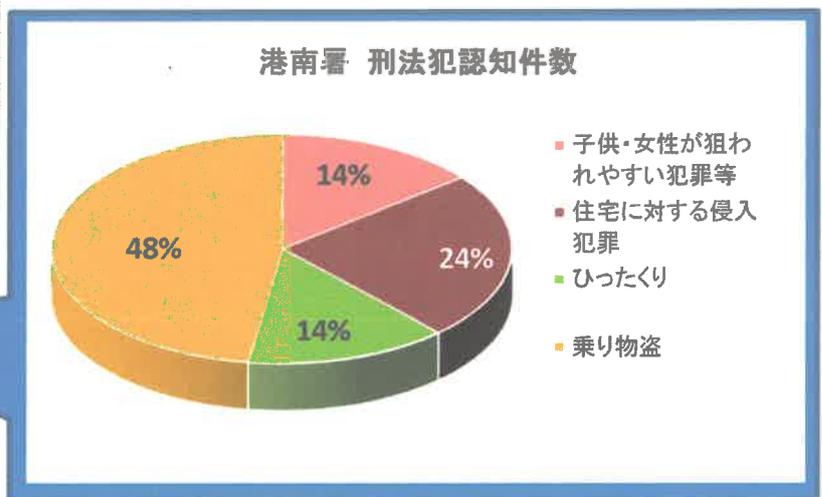
※「子供・女性を狙われやすい犯罪等」とは、強姦性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑行為防止条例違反(卑しい行為等)等の犯罪の総称です。

隣接署の状況(暫定数)		
	令和5年2月末現在	前年との増減
磯子署	95	+22
南署	93	-9
戸塚署	142	+22
栄署	48	+3



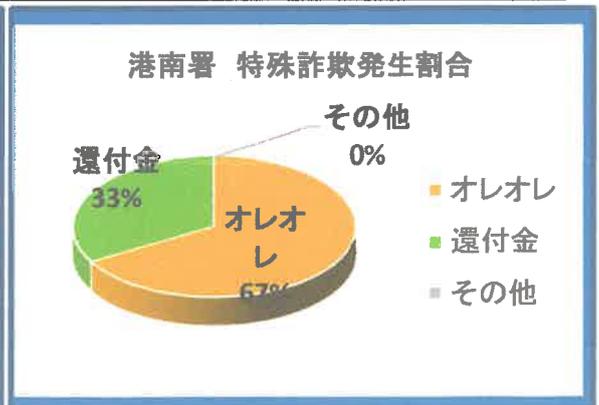
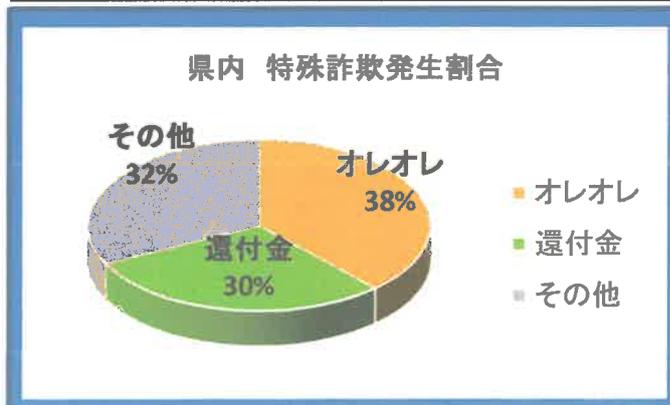
これが発生傾向だよ！

▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」



2 刑法犯認知件数【暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺

	全刑法犯	特殊詐欺	オレオレ		還付金		合計	
			件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
県内	6,438	325	124	260,484,000	96	133,553,722	220	394,037,722
港南署	101	3	2	6,000,000	1	2,718,800	3	8,718,800
昨年同期比	116	7	3	—	1	—	7	—
増減	-15	-4	-1	—	0	—	-4	—





～特殊詐欺被害の発生状況～

警察が認知した特殊詐欺被害の発生状況をお知らせします。

◆特殊詐欺認知件数は、**3件** (令和5年2月末現在)

◆息子や孫を名乗って電話をかけてきて、現金を要求する**オレオレ詐欺**が多数発生



港南警察署長

➡「電話でお金の相談」をされたらそれは**詐欺**です！
家族、友人、警察に確認してください！



▲港南警察署マスコットキャラクター「ひまり巡査」

神奈川県内では
還付金詐欺の被害が**急増**しているよ！

還付金詐欺は、犯人が区役所職員等をかたって電話をかけてきて、医療費の還付金、戻り金があるなどと言ってATMに誘導し、操作方法のわからない被害者を言葉巧みに騙して他人名義の口座に振り込ませる手口の詐欺です。



【神奈川県警察からのお願い】

この姿にピンと
来たら**110番**

携帯電話で通話しながらATMを操作している人は**還付金詐欺にダマされている可能性が極めて高いです！**

あなたの『**気付き**』と『**勇氣**』が特殊詐欺の被害を防ぎます！

港南警察署生活安全課

☎ 045-842-0110 (代)

港南署ホームページでも
防犯情報を発信しています！

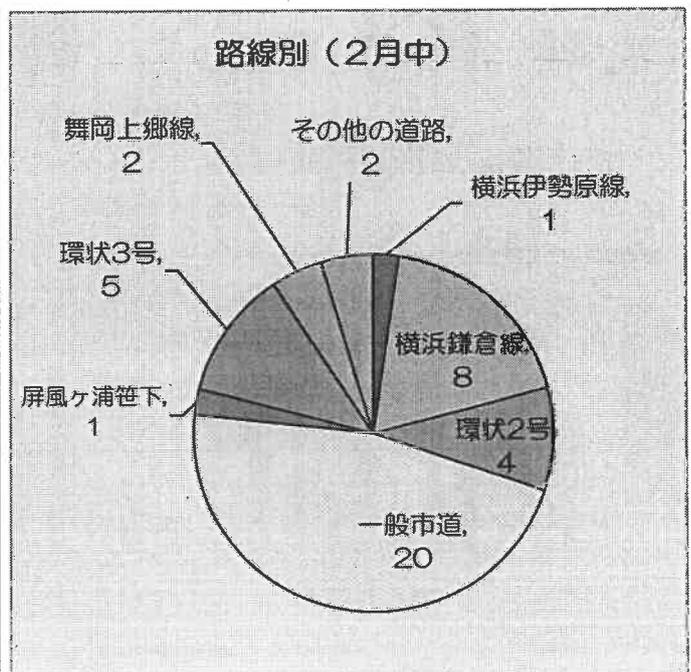
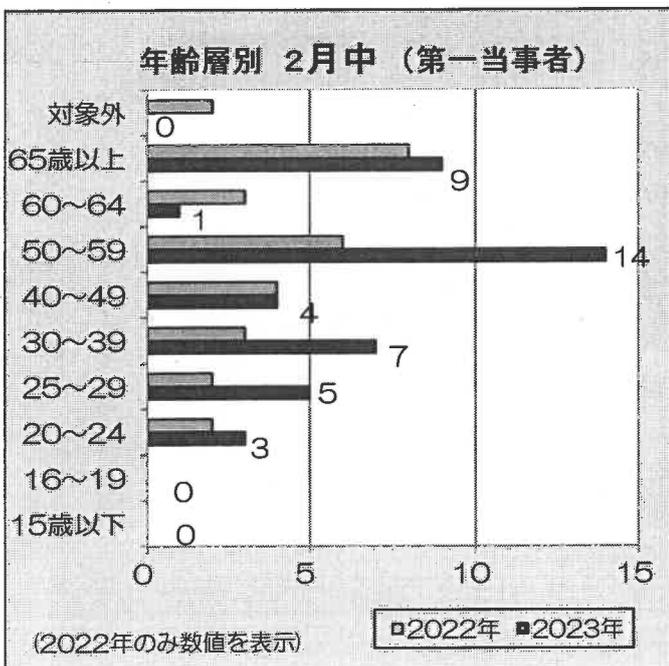
港南警察署

検索

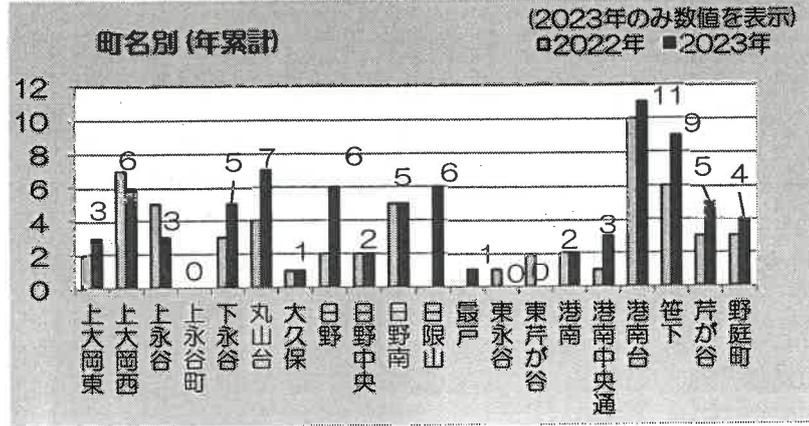
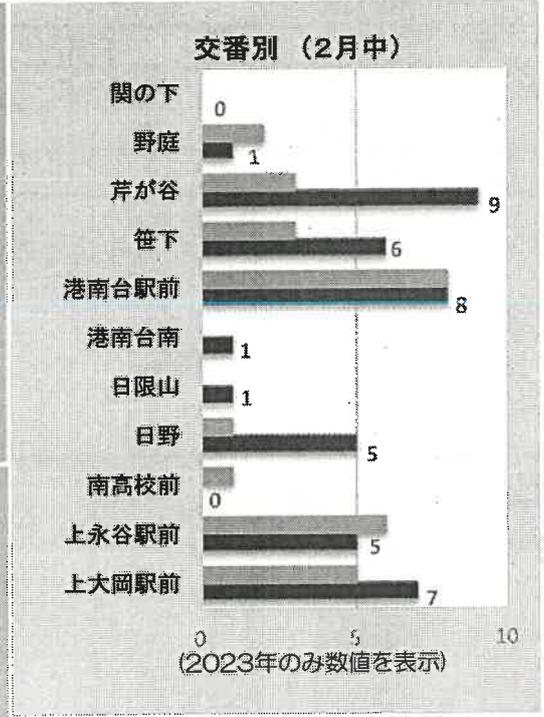
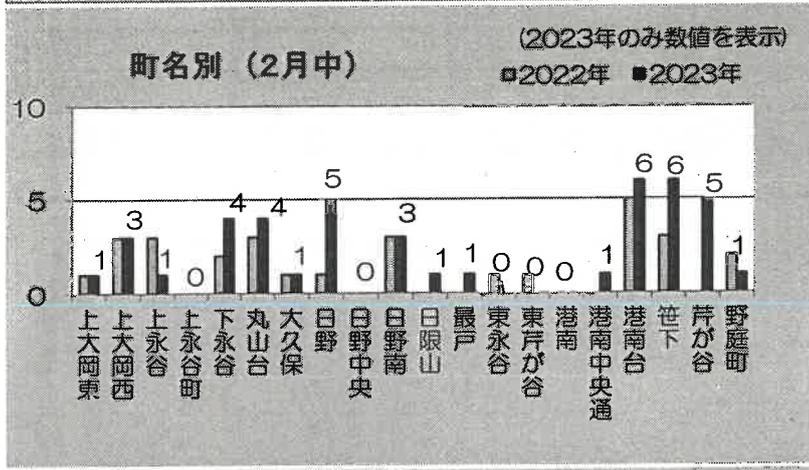
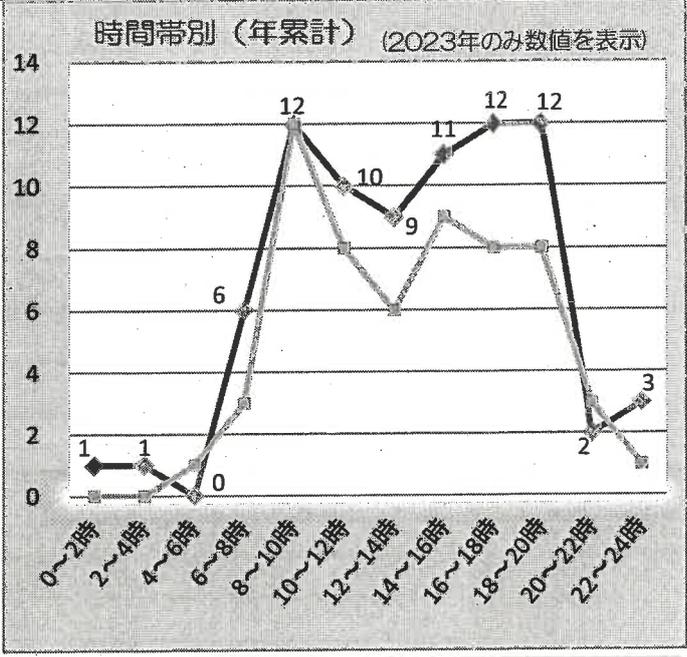
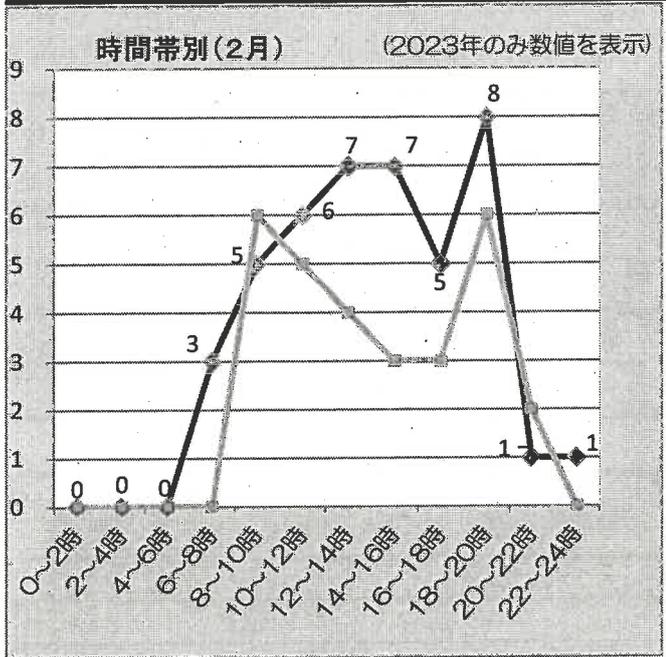
令和5年2月 港南警察署交通事故概況

神奈川県内 (概数)				港南区 (概数)			
月・年累計別	件数	死者	負傷者	月・年累計別	件数	死者	負傷者
2月中	1,585	7	1,853	2月中	43	0	51
前年比	+115	-1	+212	前年比	+14	±0	+11
年累計	3,217	18	3,770	年累計	79	0	92
前年比	+172	-3	+310	前年比	+20	±0	+17

状態別 月・年累計別	二輪車事故	自転車事故	高齢者事故	子ども事故	全事故件数
2月中	13	9	15	6	43
前年比	+1	+4	+2	+3	+13
構成率	30.2%	20.9%	34.9%	14.0%	***
年累計	19	16	31	7	79
前年比	-4	+7	+4	±0	+20
構成率	24.1%	20.3%	39.2%	8.9%	***
県下の構成率	28.2%	23.5%	35.0%	6.6%	***



月・年累計別	人対車両				車両相互						車両 単独	合計
	横断		その他	計	正面 衝突	追突	出 会 い 頭	右左折	その他	計		
	歩道上	歩道外										
2月中	4	2	3	9	1	12	5	7	8	33	1	43
前年比	+2	+2	±0	+4	±0	+3	+4	-4	+7	+10	±0	+14
年累計	11	3	7	21	1	23	7	11	13	55	3	79
前年比	+6	+2	+1	+9	±0	+7	+4	-6	+4	+9	+2	+20
構成率	13.9%	3.8%	8.9%	26.6%	1.3%	29.1%	8.9%	13.9%	16.5%	69.6%	3.8%	100%
2月中 二輪車	0	0	0	0	1	2	1	5	4	13	0	13
前年比	-1	±0	±0	-1	±0	+1	±0	-2	+4	+3	±0	+2
構成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	15.4%	7.7%	38.5%	30.8%	100.0%	0.0%	100%



港南警察署

(数値は3月1日現在の概数で、確定値ではありません。変更される場合があります。)

令和5年2月 火災・救急の概況

		港南区			横浜市			
		本年	前年同日 までの 累計	前年比	本年	前年同日 までの 累計	前年比	
火災	火災件数	3	10	-7	137	126	11	
	種別	建物火災	2	8	-6	83	87	-4
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	1	1	-	9	12	-3
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	-	1	-1	45	27	18
	損害程度	床面積(m ²)	47	40	7	1,495	911	584
		死者(人)	1	-	1	3	4	-1
		負傷者(人)	6	2	4	26	18	8
	主な原因	たばこ	1	1	-	19	21	-2
		マッチ・ライター	1	-	1	-	-	-
		—	-	-	-	-	-	-

火災以外	その他災害	208	188	20	3,109	3,246	-137
------	-------	-----	-----	----	-------	-------	------

救急	救急件数	2,406	2,337	69	39,627	38,794	833	
	種別	急病	1,699	1,638	61	28,287	27,461	826
		交通事故	71	64	7	1,286	1,317	-31
		一般負傷	451	477	-26	7,228	7,164	64
		その他	185	158	27	2,826	2,852	-26
	出場形態	消防車+救急車の連携した件数	162	152	10	2,341	2,511	-170
		ミニ消防車+救急車の連携した件数	53	39	14	1,163	841	322

～港南消防署からの募集案内～

家庭防災員研修 受講者募集!!

無料



「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

研修受講要領

- 受講要件: 満15歳以上 港南区民
- 申込方法: 自治会・町内会からの推薦又は応募
(詳細は港南消防署にお問合せください。)
- 研修内容

区分	内容
防火・風水害	住宅防火対策(出火防止等)、風水害の知識や対応方法
地震研修	地震の知識や対応方法
D I G研修	地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練
救急研修	救命処置要領(AEDを含めた心肺蘇生法)

【お問合せ先】

港南消防署 総務・予防課予防係
家庭防災員担当

045-844-0119

Email : sy-konan-sy@city.yokohama.jp

令和 5 年 3 月 20 日

自治会長町内会長

港南消防署長 櫻井 清二

令和 5 年度「家庭防災員研修」受講者の募集について（御案内）

早春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度「家庭防災員研修」の見直しを行い、その過程で正確な御案内ができなかったことに対しまして深くお詫び申し上げます。

令和 5 年度につきましても、「自らの家庭、地域は自らで」をスローガンに、家庭防災員研修を通じて「自助」、「共助」の重要性について、さらに理解を深めていただくため、家庭防災員研修を実施することとなりました。

つきましては、「家庭防災員研修」受講者の募集にあたりまして、貴自治会町内会から御推薦いただきますよう御案内申し上げます。

1 受講対象者

満 15 歳以上で区内在住の方

2 推薦要領

別紙「家庭防災員研修受講者推薦用紙」に必要事項を記入し、御返送ください。

3 研修の御案内について

推薦いただいた方へ、直接研修案内を郵送いたします。

4 添付書類

- (1) 家庭防災員研修受講者推薦用紙
- (2) 令和 5 年度港南区家庭防災員研修日程
- (3) 家庭防災員研修受講者募集案内

5 その他

(1) 御返信は、5 月 8 日（月）までをお願いいたします。

(2) 募集にあたりまして、必ず推薦いただくものではありません。貴自治会町内会の事情に合わせて御推薦ください。なお、連絡員につきましても、必ず選出いただくものではありませんので申し添えいたします。

<お問い合わせ先>

港南消防署 予防担当 亀山・北村・伊藤

Tel 045-844-0119

令和5年度 家庭防災員研修受講者推薦用紙

年 月 日

港南消防署長

ふりがな
会長名

住 所

電 話

連合名	自治会町内会名
-----	---------

(1) 受講希望者

ふりがな 氏 名	住 所	電 話 番 号	推薦年度
1	〒		
2	〒		
3	〒		
4	〒		
5	〒		

(2) 連絡員

連絡員とは、家庭防災員関連の連絡調整を消防署からお願いする方です。

ふりがな 連絡員氏名	住 所 ・ 電 話 番 号	推 薦 年 度
		昭和 平成 令和 年度

◎お願い事項

- ・ 氏名は楷書でふりがなを付け、住所はマンション・アパートの棟室番号等の記入もお願いいたします。
- ・ 推薦用紙の提出期限は、令和5年5月8日(月)までお願いいたします。
- ・ 役員改選等で提出期日に間に合わない場合は、担当者まで御相談ください。

※ 上記個人情報は、家庭防災員に関する事務以外の目的には使用いたしません。

【担当】 港南消防署総務・予防課予防係
 亀山・北村・伊藤
 電話 844-0119 (平日9:00~17:00)

令和5年度 港南区家庭防災員研修 開催予定表

研修内容	開催予定月	開催予定場所
防火研修 (出火防止の対策、 初期消火要領など) 風水害研修 (風水害の事例と教訓、 発生時の対応など)	6月 土曜日を含めた2日間の開催 予定です。	「港南区役所」 又は 「港南消防署」 港南区港南4-2-10
地震研修 (地震の事例と教訓 発生時の対応など)	7月 土曜日を含めた2日間の開催 予定です。	「港南区役所」 又は 「港南消防署」 港南区港南4-2-10
救急研修 (予防救急、AEDを含めた 心肺蘇生法、搬送法など)	9月又は10月 土曜日を含めた2日間の開催 予定です。	「港南区役所」 又は 「港南消防署」 港南区港南4-2-10
災害図上訓練研修 (DIG研修) (地図に様々な情報を書き込み、 防災・減災対策を検討する)	11月 土曜日を含めた2日間の開催 予定です。	「港南区役所」 又は 「港南消防署」 港南区港南4-2-10

【備考】

- ※ この予定表は変更することがあります。あらかじめ御了承ください。
- ※ 正式のご案内（開催日程等）は、令和5年5月頃、推薦をいただいた各受講者様宛てに直接送付します。
- ※ 各研修区分は、2日間(予定)とも同じ内容です。各研修会の開催期間から1日選択し、受講していただきます。
- ※ 研修会は、災害発生時、気象状況及び社会情勢により変更又は中止になることがあります。あらかじめ御了承ください。
- ※ 上記研修の他に、希望制のスキルアップ研修がありますが、日程の都合上中止することがありますのであらかじめ御了承ください。

【お問い合わせ先】 港南消防署 総務・予防課予防係 電話/FAX 045-844-0119 (平日 9:00~17:00)

令和 5 年度緊急時情報伝達システムへの登録について（依頼）

1 連合町内会長、自治会町内会長の皆さまへのお願い

港南区では平成 29 年度から、風水害発生時に避難情報等を、登録している全ての皆さまに一斉に電話・FAX でお知らせする「緊急時情報伝達システム」を運用しています。

つきましては、登録を希望される役員の方（会長、副会長、防災担当等、最大 3 名程度）に本資料と申請書を配布していただき、記入していただいた申請書を自治会町内会で取りまとめのうえ、区役所総務課へご提出ください。また、自治会町内会の役員になられていない連合町内会役員の方は、個別にご提出ください。（両方で役員の方は、いずれか 1 枚のみを提出いただければ結構です。）

なお、登録はこれまでと同様に単年度制となっておりますので、昨年度登録された方でも継続してご希望される場合は、お手数をおかけしますが、改めて申請書をご提出ください。昨年度にどなたが登録されていたかを確認したい場合、登録情報に修正等が必要になった場合は、区役所総務課までお問い合わせください。

【提出書類】

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

※説明資料・申請書が不足する場合は、コピーにてご対応をお願いします。

【提出方法】

郵送、FAX、Eメールで送付又は総務課窓口へ御持参ください。

住 所：〒233-0003 港南区港南4-2-10

FAX：841-7030

Eメール：kn-bousai@city.yokohama.jp

担当：総務課危機管理・地域防災担当

【提出期限】

令和5年5月31日（水）

2 登録を希望された皆さまへのお願い

【補足①：システムの電話番号について】

区システムからの発信は、通常の区役所の電話番号とは異なる番号から発信されます。登録を希望された皆さまは、下記の発信番号を各自の電話帳に登録していただき、着信があった場合に不審電話として扱わないように準備をお願いします。

また、区からの発信を受電できなかった等の場合には、内容確認用の番号にお掛けいただくことで、一定期間、同じ内容をお聞きいただけますので、両方の番号を電話帳にご登録ください。

区からの発信番号：0570-095-999
内容確認用の番号：050-5490-3993

【補足②：音声メッセージを終了したい場合の操作方法】

区システムからの自動音声案内は、受電が確認できるまで最大3回、繰り返し発信されます。メッセージを途中で終了したい場合は電話をそのまま切るのではなく、『*ボタンを押下後に、#ボタンを押下』していただくと受電が確認され、繰り返し発信されることが無くなります。訓練時にお試しくください。

【補足③：情報受伝達訓練について】

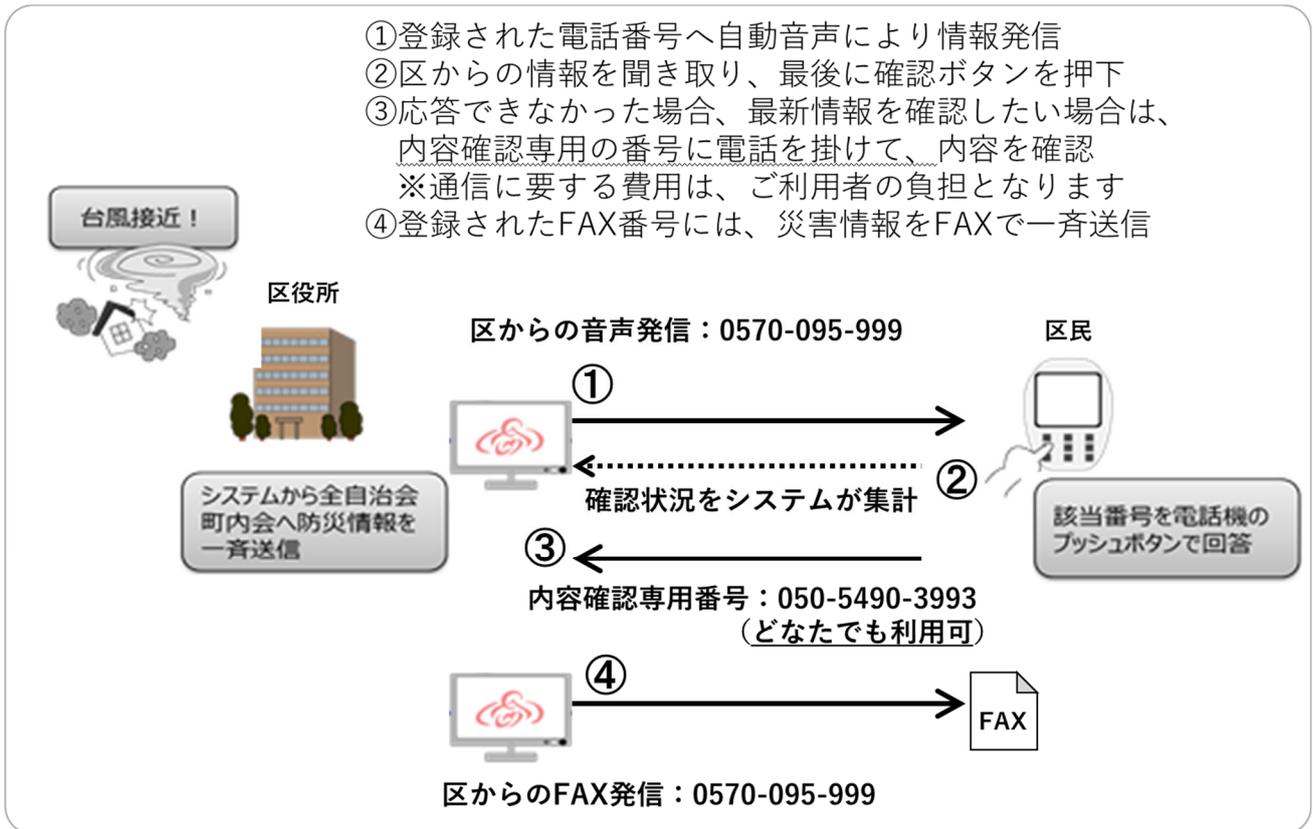
登録いただいた方には、実際の災害時等に確実に受信ができるように、以下の日程で訓練発信を行う予定ですので、ご承知おきください。

令和5年6月9日（金）、8月26日（土）、12月1日（金）
※毎回12時配信開始
※ご都合により、上記番号からの発信に応答できなかった場合でも、訓練開始後1週間の間は、上述の内容確認用の番号へお電話いただくことで、内容をご確認いただくことができます。

3 システムの概要

- (1) メールやインターネットを利用しない方でも、電話で災害情報等の入手が可能です。
- (2) 発災時、事前に登録して頂いている皆さまへ、自動音声による情報配信を行います。
- (3) 区役所では登録された皆様へ災害情報をお届けできたかを集約し、把握できます。
- (4) 登録は電話番号だけではなく、FAXも登録可能です。
- (5) 登録対象者は、連合町内会・自治会町内会の役員の皆さまに加え、即時避難指示対象世帯に対して区役所から登録を働きかけます。
- (6) 内容確認用の番号は一般にも公開しており、事前登録していない方でも、電話を掛ければいつでも配信情報を確認できます。

4 システムのイメージ



※注：発災に伴う通信網等への影響により、情報が配信できない可能性があります

5 配信対象 ※対象地区は、自治会町内会単位で判断します

		電話（自動音声）	F A X
風水害 (土砂)	高齢者等避難	即時避難指示 対象地区の 登録者	登録者全員
	土砂災害警戒情報 (即時避難指示等) ※1		
	上記以外の 避難指示等	該当地区の 登録者	
風水害 (河川)	避難判断水位 氾濫危険水位 いっすい水位	水位上昇河川 周辺の登録者	
		協定締結の 連合町内会長 ・自治会町内会長	
特別警報		登録者全員	
震度5強 以上の地震	避難所等の情報	登録者全員	
防犯及び都市災害		必要に応じて選定	

6 配信情報（例）

(1) 風水害時

- ・避難指示等の避難情報

避難情報発令日時、開設する避難場所、避難場所の混雑状況、避難対象の町名

(2) 大地震発生時

- ・地域防災拠点開設状況（震度5強以上の場合）
- ・区内の被害状況

※1 即時避難指示

がけ地の状態等より判断し、土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する対象区域
（令和5年3月現在：5箇所）

笹下一丁目の一部、日野南二丁目の一部、日野八丁目の一部、野庭町の一部、上永谷二丁目の一部

過去の災害履歴等を勘案し、土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する対象区域
（令和5年3月現在：2箇所）

上大岡東二丁目の一部、日野中央二丁目の一部

【過去の土砂災害警戒情報（横浜市南部）発表回数】 H29：2回 H30：0回
R1：3回、R2：0回、R3：1回
R4：1回

問合せ先

港南区総務課危機管理・地域防災担当

電話：847-8315

Eメール：kn-bousai@city.yokohama.jp

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	例) ○○連合町内会長、○○町内会長、○○町内会防災担当
ふりがな 氏名	例) 港南 ^{こうなん} 太郎 ^{たろう}
住所	例) 港南区○○町○○-○、昨年届出と同じ 〒
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○、080-△△△△-△△△△、昨年と同じ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

記入例 1

令和5年〇月〇〇日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	〇〇町内会 防災担当
ふりがな 氏名	こうなん たろう 港南 太郎
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 港南区〇〇町〇〇-〇
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	045-〇〇〇-〇〇〇〇 080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	045-〇〇〇-〇〇〇〇

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

記入例 2

令和5年〇月〇〇日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	〇〇町内会 防災担当
ふりがな 氏名	こうなん たろう 港南 太郎
住所	昨年届出と同じ
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	昨年届出と同じ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	昨年届出と同じ

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

令和5年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お願い1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

港南区地域振興課 電話045-847-8391

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

*防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

*鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年とされている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住いの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住いの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住いの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

<コラム2 LED 防犯灯事業の現状>

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代 (令和4年度)

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支課までお問い合わせ、御相談ください。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和5年度の新規設置灯数は、電柱タイプが180灯、鋼管ポールタイプが18灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月31日(水)までに**各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

3 令和5年度のLED防犯灯の新設予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・180灯（昨年度 300灯）
鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・18灯（昨年度 一時休止）

【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・ 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・ 灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・ 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・ 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

【注】この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

令和4年度ICT活用アンケート

地区連合町内会・自治会町内会名： _____

自治会町内会活動のICT活用状況について（あてはまるものすべてにチェック）

<input type="checkbox"/> 行事の案内通知にLINE等のSNSやメールを利用
<input type="checkbox"/> 役員同士の連絡にLINE等のSNSやメールを利用
<input type="checkbox"/> 回覧板を電子で行っている
<input type="checkbox"/> 自治会町内会のホームページを作成
<input type="checkbox"/> 自治会町内会のSNS（Facebook・インスタグラム等）を作成
<input type="checkbox"/> 会館にWi-Fi等のネット環境が整備されている
<input type="checkbox"/> オンライン会議を実施している
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
<input type="checkbox"/> 特に活用していない

自治会町内会活動でICT活用が難しいと思われる要因（あてはまるものすべてにチェック）

<input type="checkbox"/> 機材等がない	<input type="checkbox"/> ICT活用についてよく分からない
<input type="checkbox"/> 費用が高い	<input type="checkbox"/> 必要性がない
<input type="checkbox"/> 詳しい人がいない（少ない）	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> セキュリティ面で心配がある	（ _____ ）

自治会町内会活動で今後活用してみたいと思うもの（あてはまるものすべてにチェック）

<input type="checkbox"/> LINE等のSNS	<input type="checkbox"/> オンライン会議
<input type="checkbox"/> 行政への書類をオンラインで提出	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 電子回覧版	（ _____ ）
<input type="checkbox"/> ホームページ	

自治会町内会活動で今年度新たに実施したICT活用事例があれば御記入ください。

<p>（例）会館にネット環境を整備し、オンライン会議を実施した。</p>

御協力ありがとうございました。

令和5年3月20日

地区連合町内会長・自治会町内会長 各位

港南区地域力推進担当課長

令和4年度 ICT活用アンケートについて（再度依頼）

港南区では、「横浜DX戦略」において、「デジタル区役所」のモデル区として選定されており、「あったかデジタル 港南」を進めています。

この一環として、各地区連合町内会及び自治会町内会向けに、LINE活用講座の実施や機器等導入にかかる補助金の交付等を行ってまいりました。

各地区連合町内会及び自治会町内会の状況や課題等を把握するためICT活用アンケートを実施しますので、御協力をお願いします。

【目的】 各自治会町内会のICT活用状況、課題やニーズを把握し、地域に寄り添ったICT活用を支援するための参考にします。

【対象】 港南区内の地区連合町内会長（15団体）及び自治会町内会長（168団体）

【回答期限】 ~~3月15日（水）~~ 3月31日（金）※延長しました

【回答方法】 下の二次元コードから又は裏面のアンケート用紙で御回答ください。



アンケート用紙提出先

郵送 : 233-0003 港南区港南4丁目2番10号

FAX : 045(841)7030

・パソコンからも回答できます。

Google等検索サイトで「横浜市 電子申請」で検索し、「横浜市電子申請・届出システム」にアクセス。

トップページの【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「港南区 自治会」で検索、該当アンケートを選択して回答。

URL: <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4cf40268-3e7b-4db1-8ee6-8f14a764bcad/start>

「あったかデジタル 港南」と地域でのICT活用

デジタルの力で区民の皆さまの利便性向上や区役所業務の効率化を進めることで、区民の皆さまと向き合う時間を増やし、これまで以上に「あったかい区役所」を実現します。

地域活動においてもICT活用を進めることで、時間や場所に関係なく円滑にコミュニケーションが取れることにより利便性が増し、役員の負担軽減や新しい担い手掘り起こし等につながる事が期待できます。

担当：港南区地域力推進担当 柴田、松本

TEL：847-8383 FAX：841-7030

Eメール：kn-chiiki@city.yokohama.jp

令和5年3月20日

地区連合町内会長・自治会町内会長 各位

港南区地域力推進担当課長

自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣について（依頼）

港南区では令和5年度新規事業として、自治会町内会の運営上の課題の解決や活動の活性化などの支援をするため、地域の課題解決に取り組む意欲がある自治会町内会へのアドバイザー（専門家）派遣事業を開始します。

アドバイザーは専門的な観点から、事例の紹介や、課題の整理、解決に向けた話し合いのファシリテーションなど、自治会町内会に寄り添った支援を行います。

アドバイザーの人は、自治会町内会が抱える地域課題の解決に取り組んだ経験があり、港南区の地域の状況にも詳しい方として、港南区の地域づくり大学校「学び舎ひまわり」のコーディネーターを長年務めてきた内海宏氏を考えています。

派遣先自治会町内会（2団体程度）を募集しますので、積極的な活用について御検討いただき、派遣を希望される場合は別紙申込書をご提出ください。

派遣にあたり御不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

【派遣対象】

自治会町内会（地区連合町内会長の推薦が必要です）

【募集締切】

令和5年5月31日（水）

（地域課題の例）

- ・ 役員のなり手が少ない（77.9%）
- ・ 会員の高齢化（63.4%）
- ・ 特定の会員しか運営、行事に関わらない（37.9%）
- ・ 行事の参加者が少ない（19.8%）
- ・ 未加入世帯の増加（16.0%）

※「令和2年度自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書」
自治会町内会の運営上の課題についての回答より。（ ）内は回答割合。

裏面あり

【スケジュール（案）】

- 3月20日（月） 区連会説明、募集開始
- 5月31日（水） 募集締め切り
- 6月 派遣先の自治会町内会を選定（2団体程度）
派遣準備
- 7月～6年2月 自治会町内会へアドバイザー派遣3～5回程度

※派遣回数や内容については、御相談の上、決定させていただきます。

※応募が想定数を上回った場合には、申込内容についてアドバイザー講師と相談の上、派遣先を決定させていただきます。

担当：港南区地域力推進担当 柴田、松本

TEL：847-8383 FAX：841-7030

Eメール：kn-chiiki@city.yokohama.jp

令和5年度 自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣 申込書

令和5年 月 日

申込者 団体名
所在地 港南区
代表者名

どのような支援をアドバイザー派遣に期待しているか、また、支援を受けて自治会町内会でどのような活動をしたいか、なるべく具体的に記載してください。

連絡先

役職・氏名	
住所 港南区	
電話番号	メールアドレス

推薦者（連合町内会長）から一言

--

申込先 港南区地域力推進担当 柴田、松本

電話 874-8383 FAX871-7030 [メール kn-chiiki@city.yokohama.jp](mailto:kn-chiiki@city.yokohama.jp)

令和5年度 自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣 申込書

令和5年5月1日

申込者 団体名 ●●自治会
所在地 港南区港南四丁目2-10
代表者名 港南 太郎

どのような支援をアドバイザー派遣に期待しているか、また、支援を受けて自治会町内会でどのような活動をしたいか、なるべく具体的に記載してください。

<記入例>

●●自治会は高齢化で、役員のなり手がなかなか見つからない。

どのような事をするか、担い手づくりにつながるのか、アドバイスが欲しい。

自治会町内会活動を魅力的にする、役員の負担を減らす、広報を工夫するなど思いつくが、より具体的な簡単な事例を知りたい。

連絡先

役職・氏名

会計 八三 太郎

住所

港南区港南中央通 10-1

電話番号

090-▲▲▲▲▲-▲▲▲▲▲

メールアドレス

▲▲▲▲▲▲▲@▲▲▲▲▲

推薦者（連合町内会長）から一言

申込先 港南区地域力推進担当 柴田、松本

電話 874-8383 FAX871-7030 [メール kn-chiiki@city.yokohama.jp](mailto:kn-chiiki@city.yokohama.jp)

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

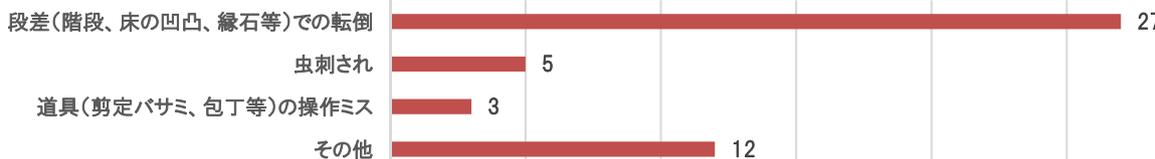
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

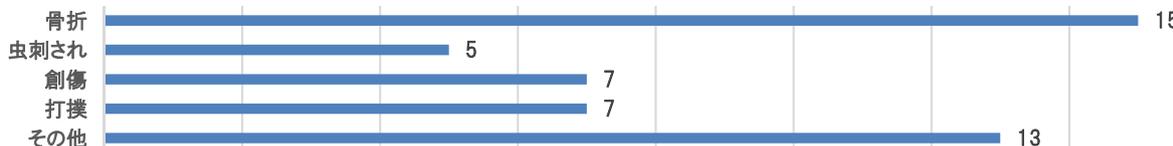
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊦ 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊨ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	市外局番 045	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

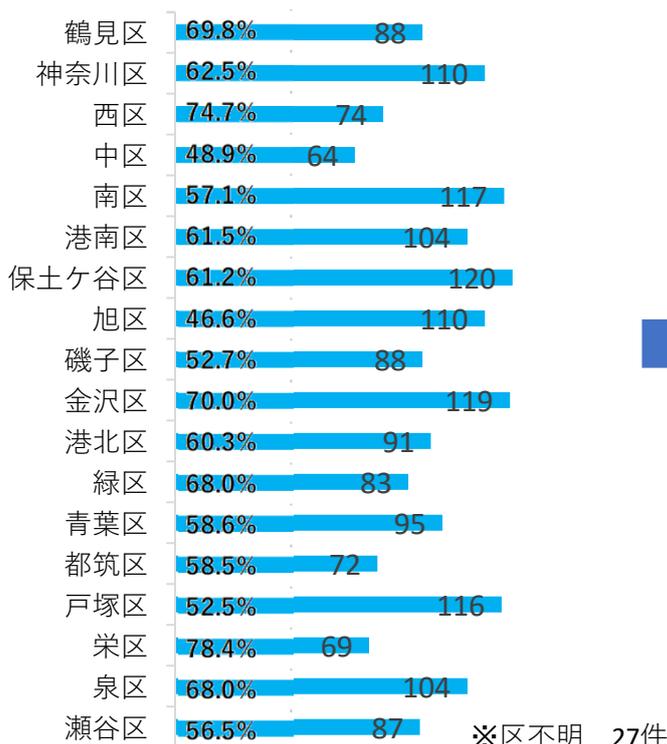
【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

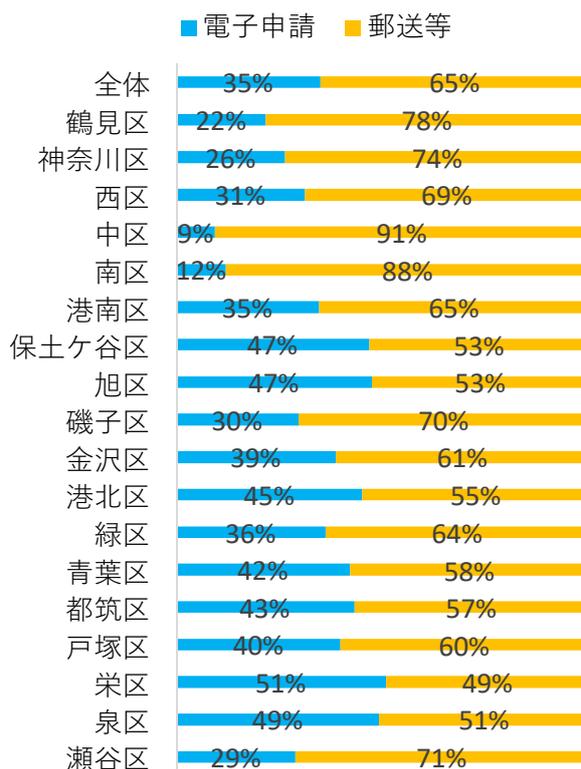
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

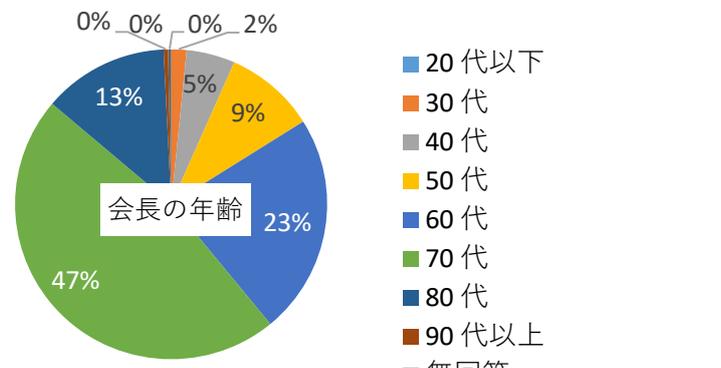
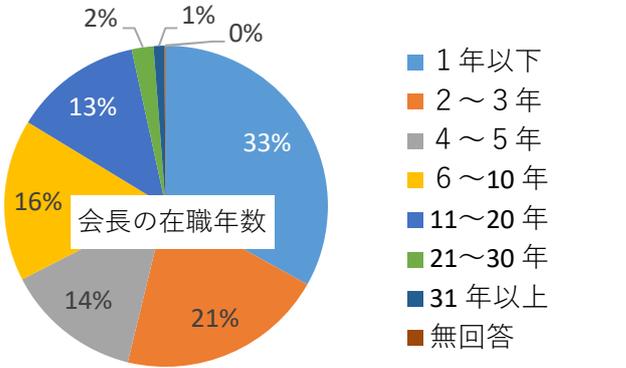
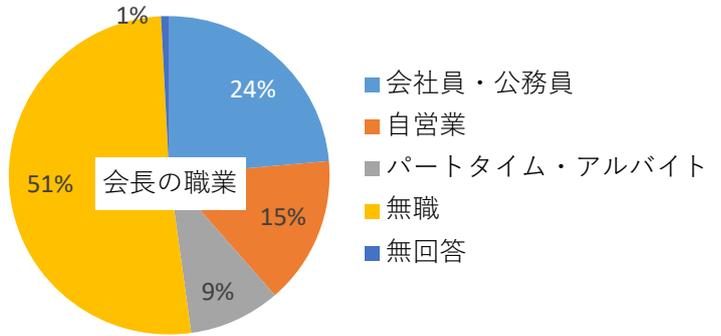
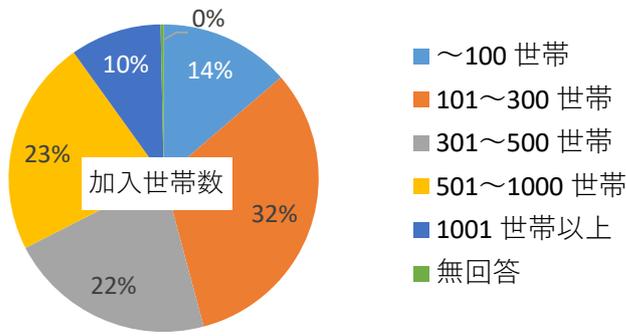
区別回収率、回収数



電子申請/郵送等 比率

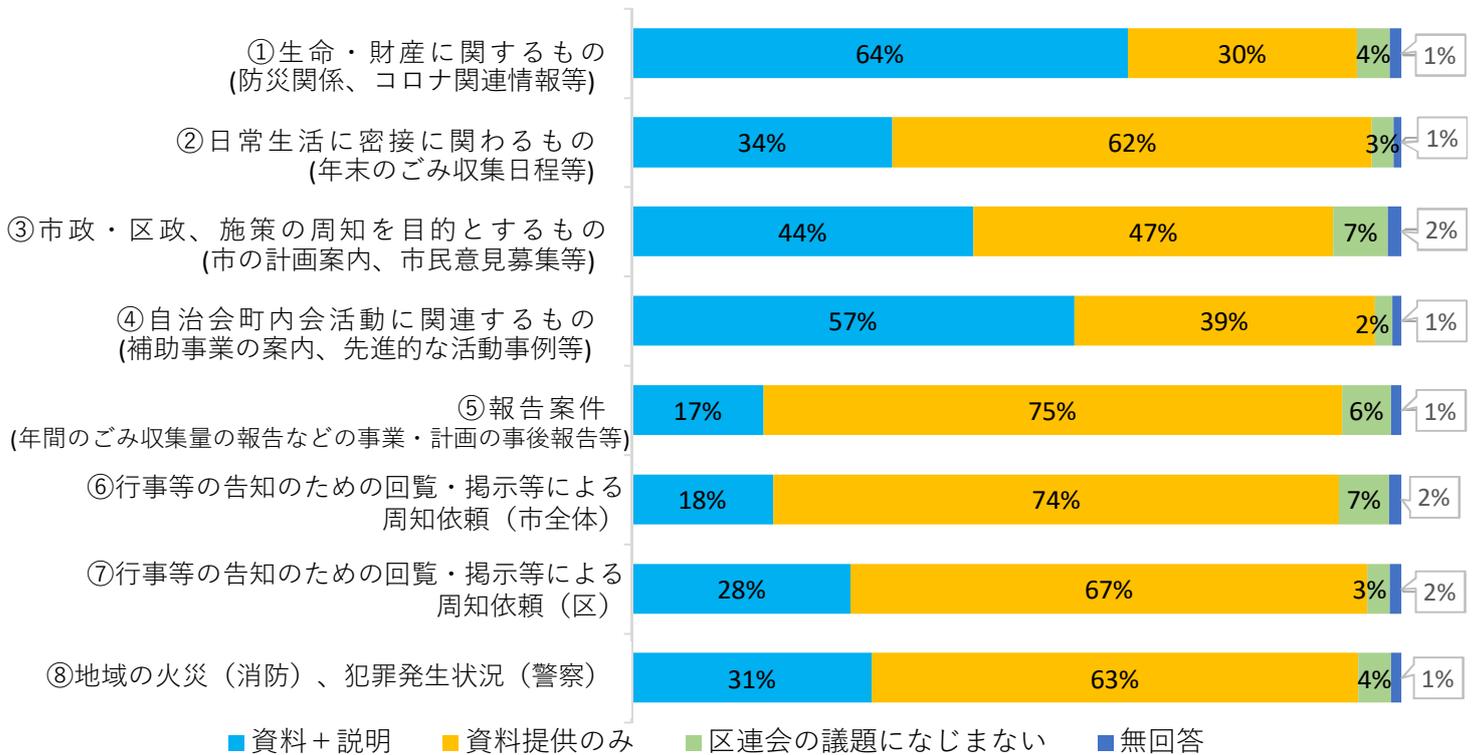


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。

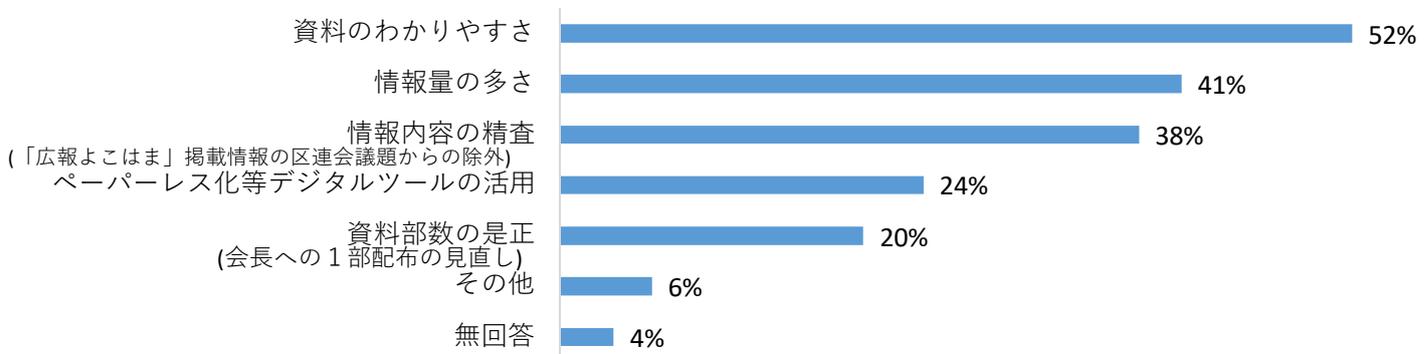


2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様
に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。



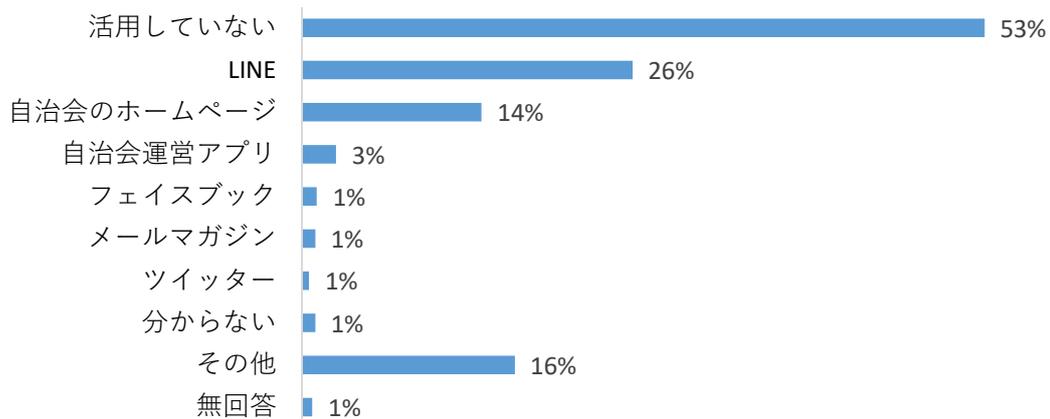
- 区連会後の毎月の資料送付を活用(すべて紙媒体で送付)
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを入手できるようにしてほしい(紙媒体は不要)
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答

2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまる
ものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

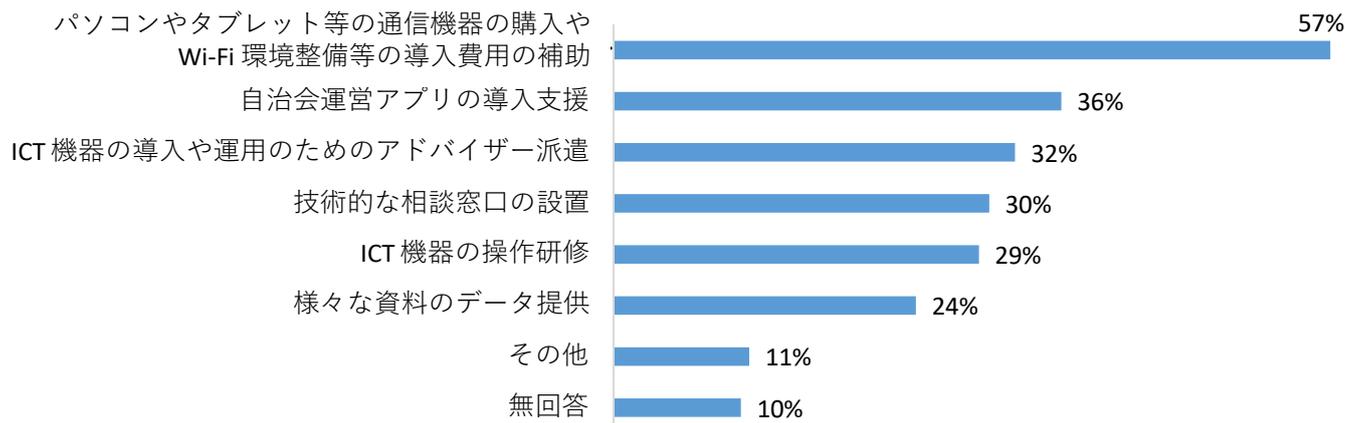
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していま
すか。



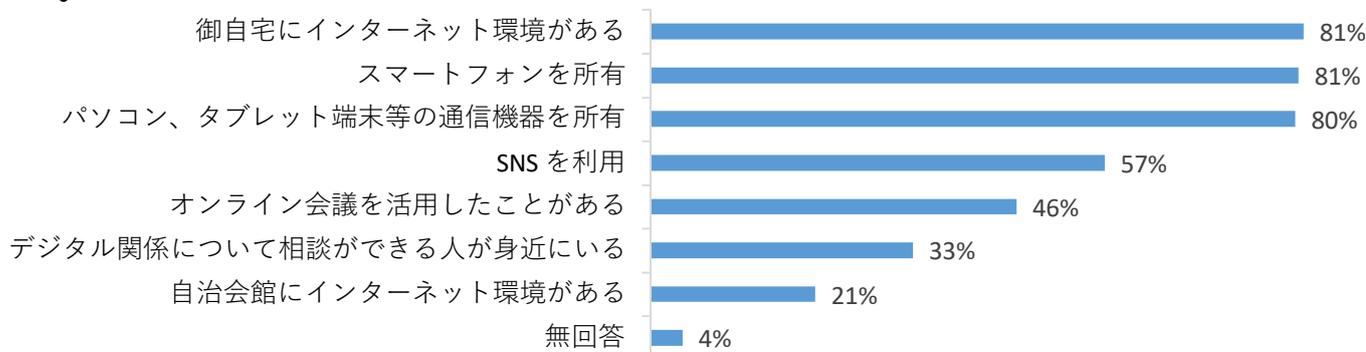
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



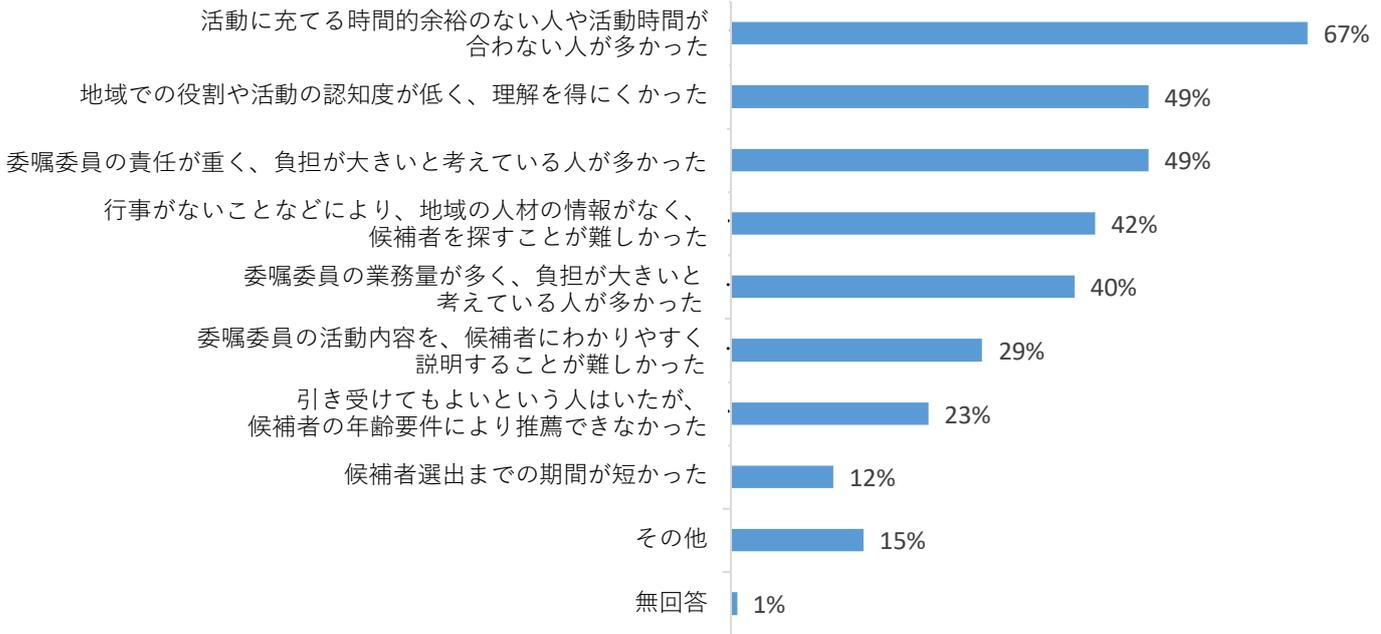
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

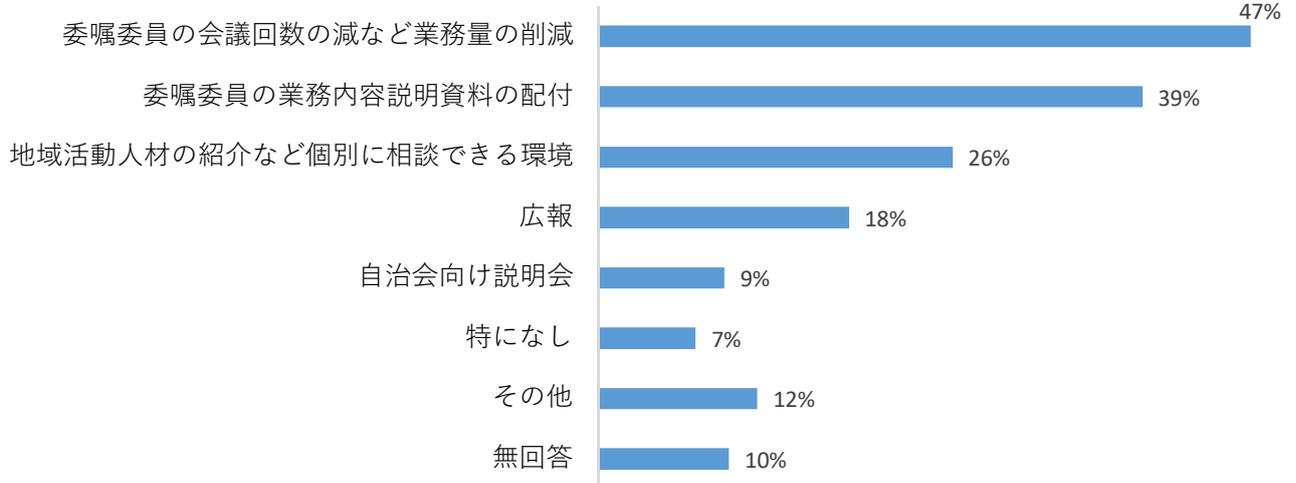
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

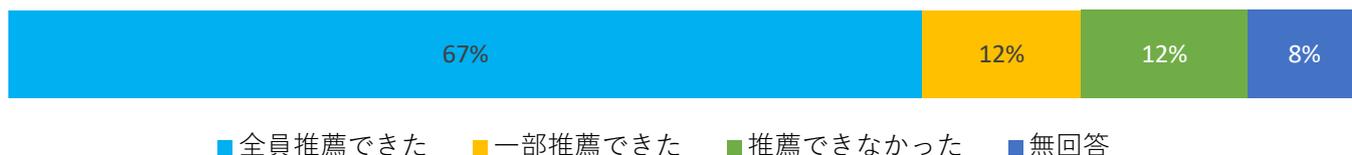
(n=1,461)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

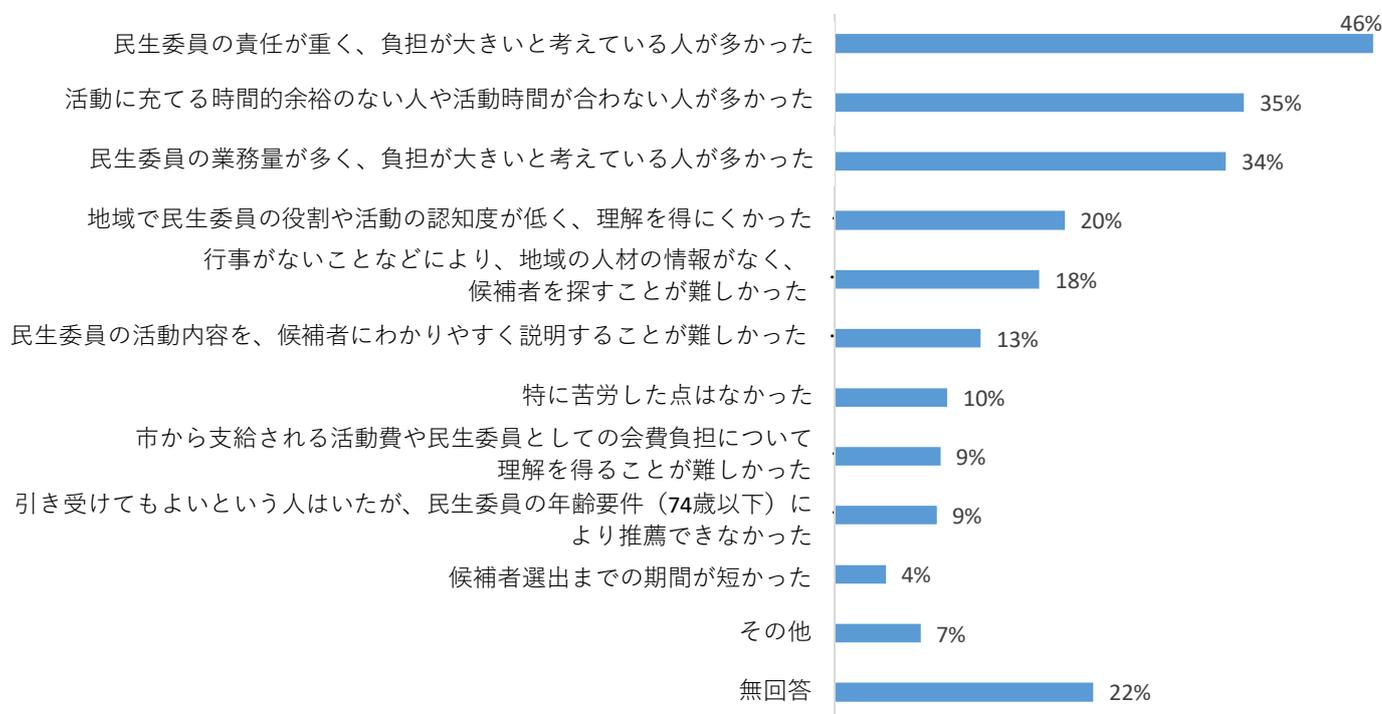
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



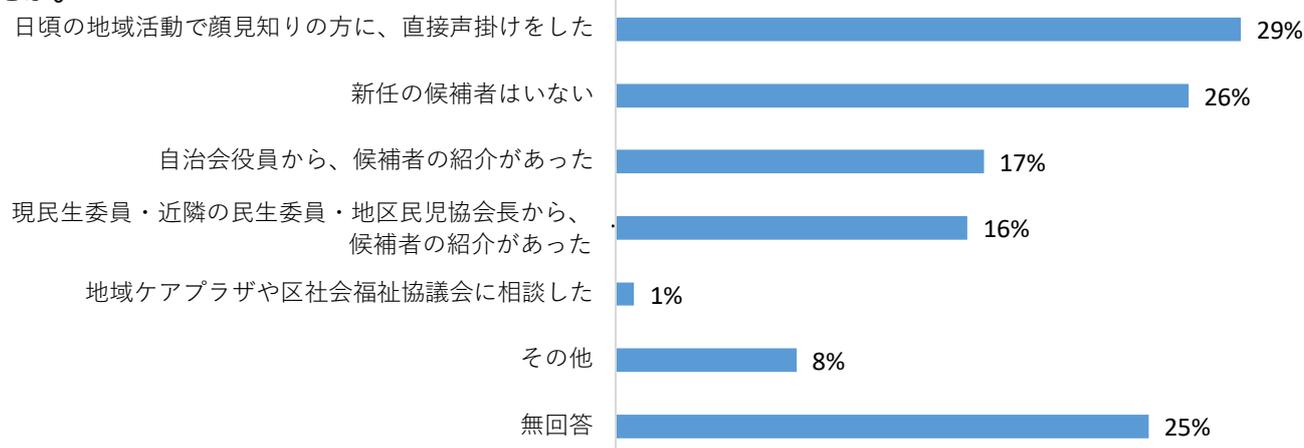
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

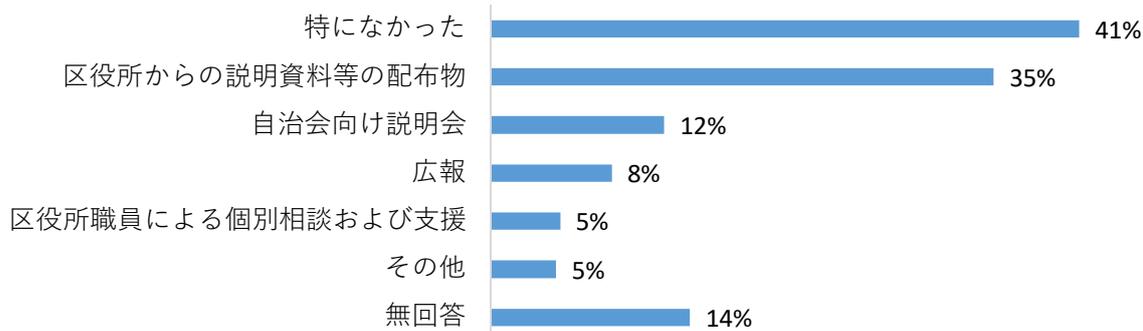
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

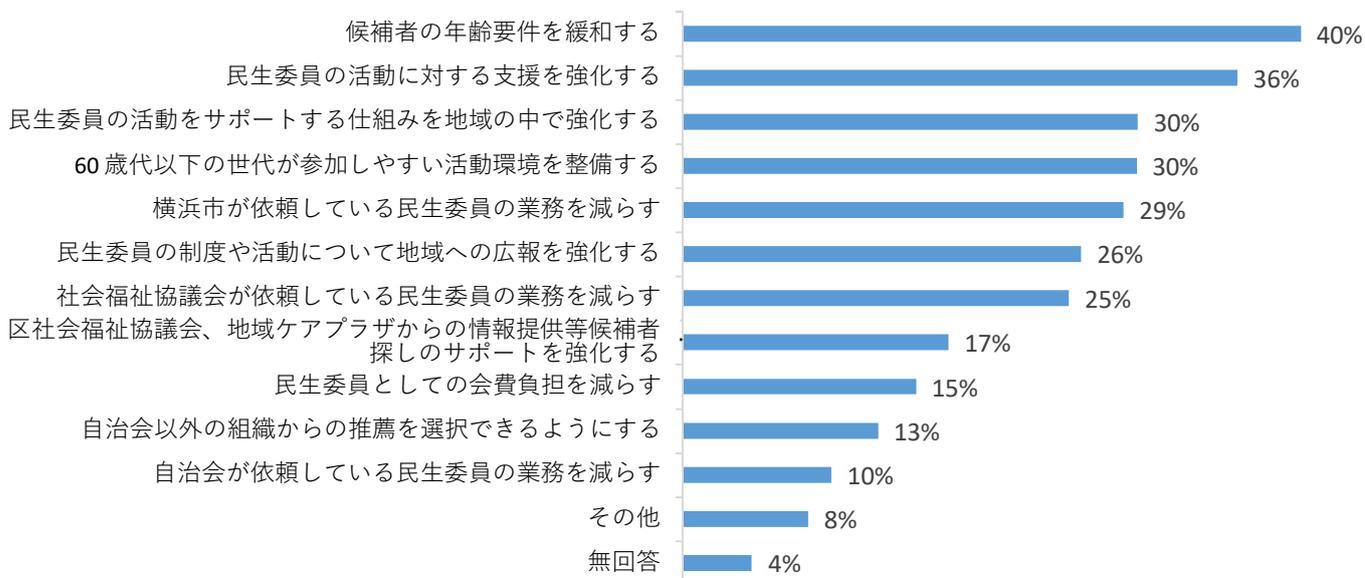


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

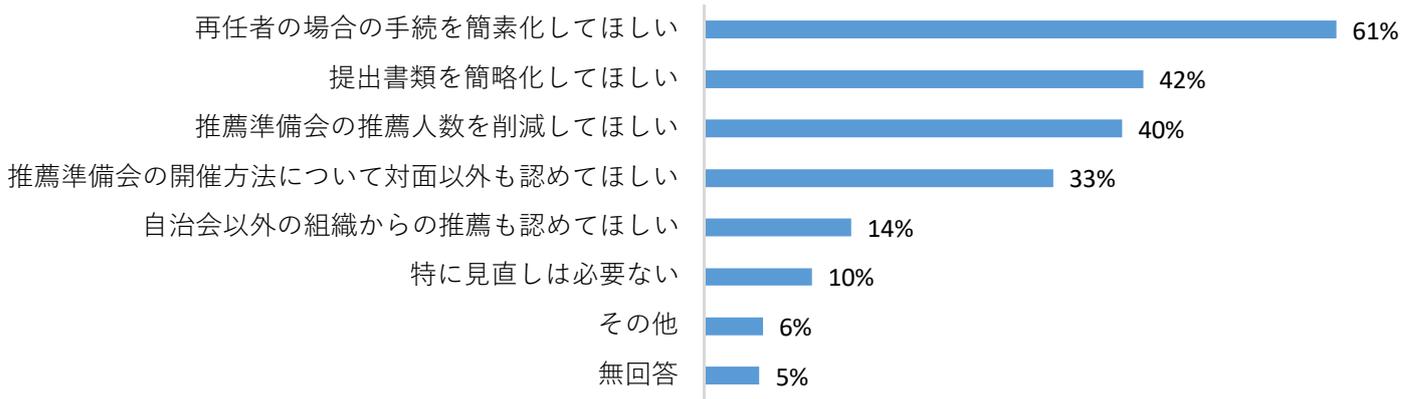


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

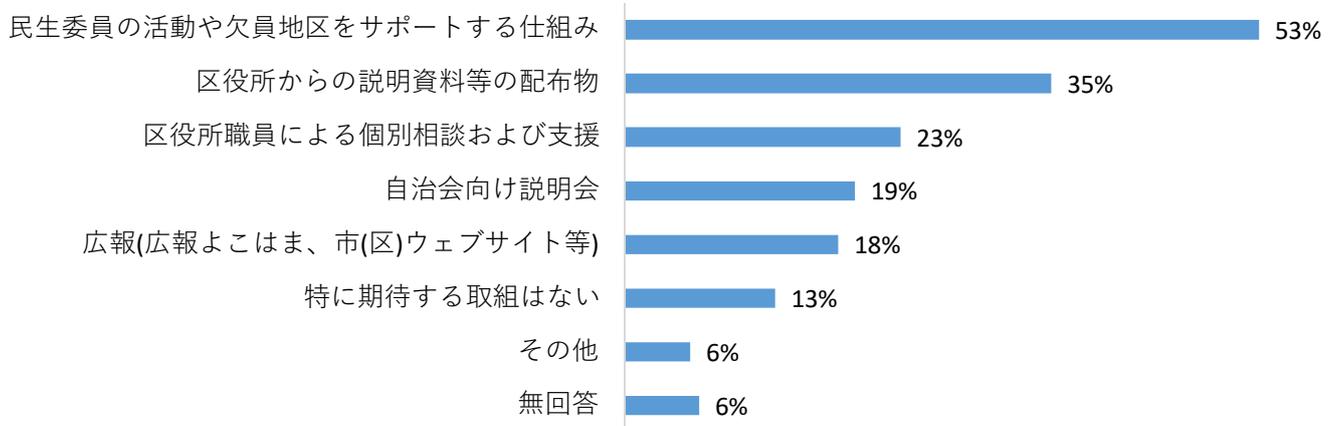


- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 現状のままでよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

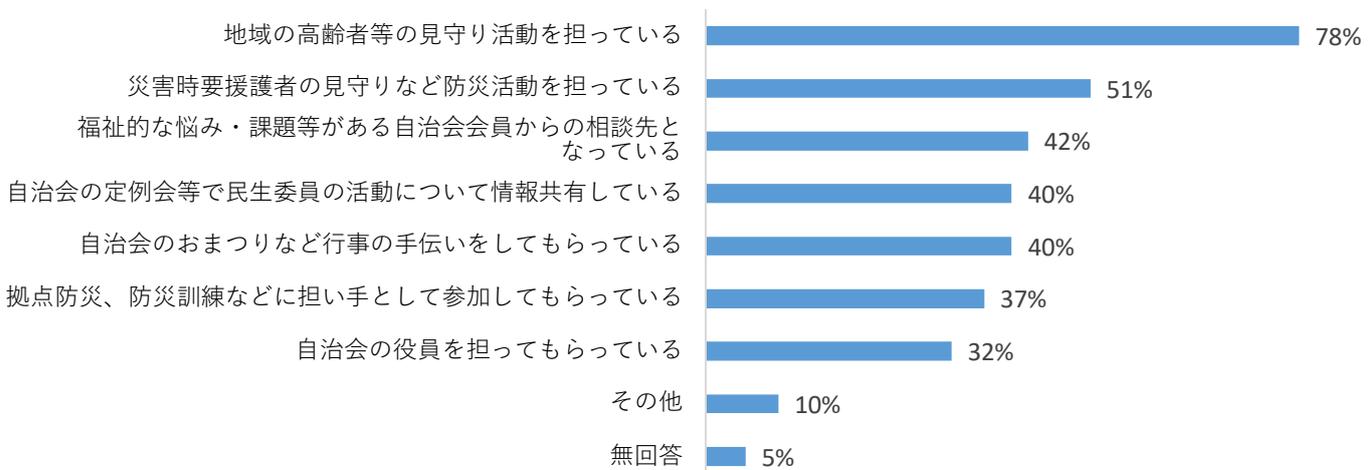


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

【表記について】

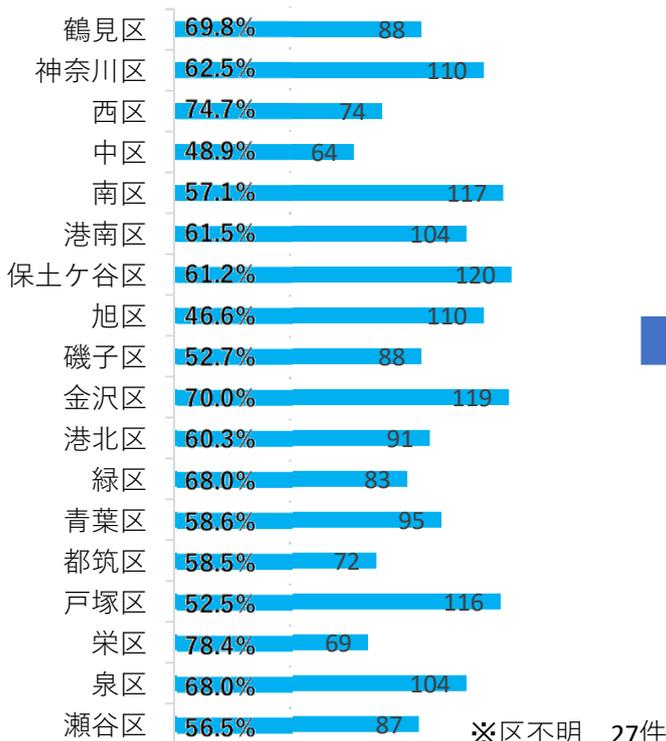
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=104（港南区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

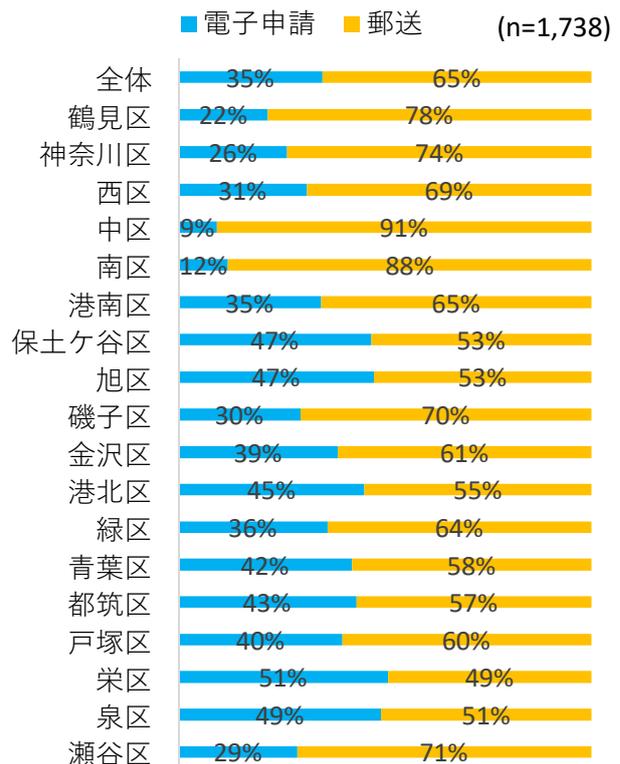
区別回収率、回収数

(n=1,738)

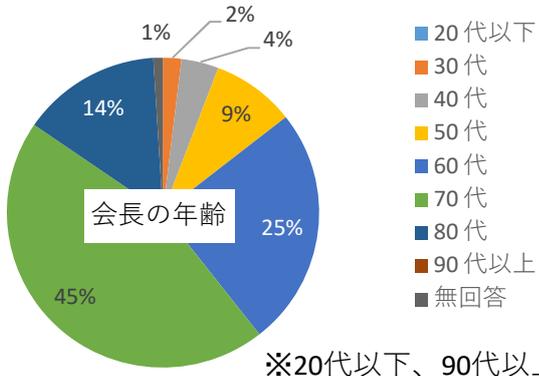
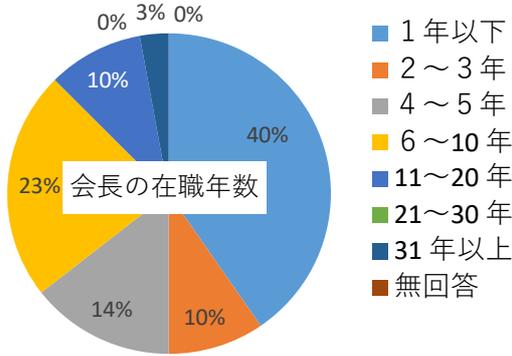
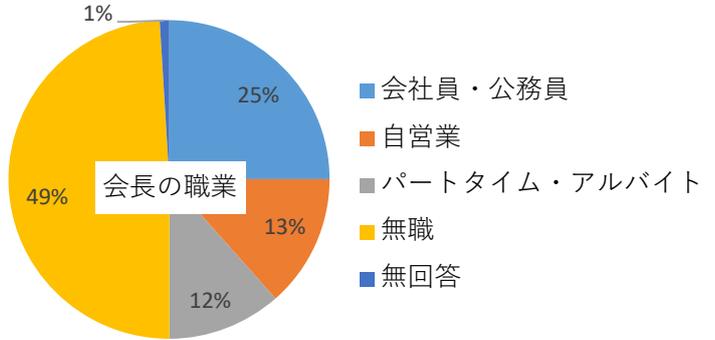
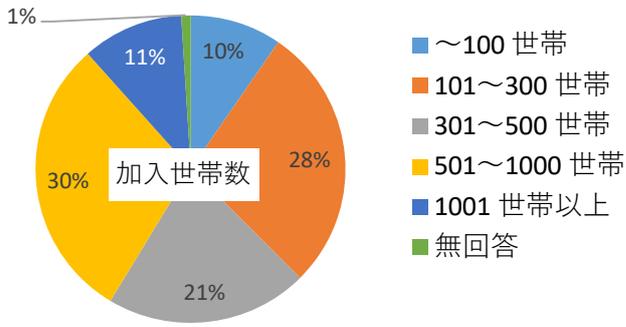


電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)



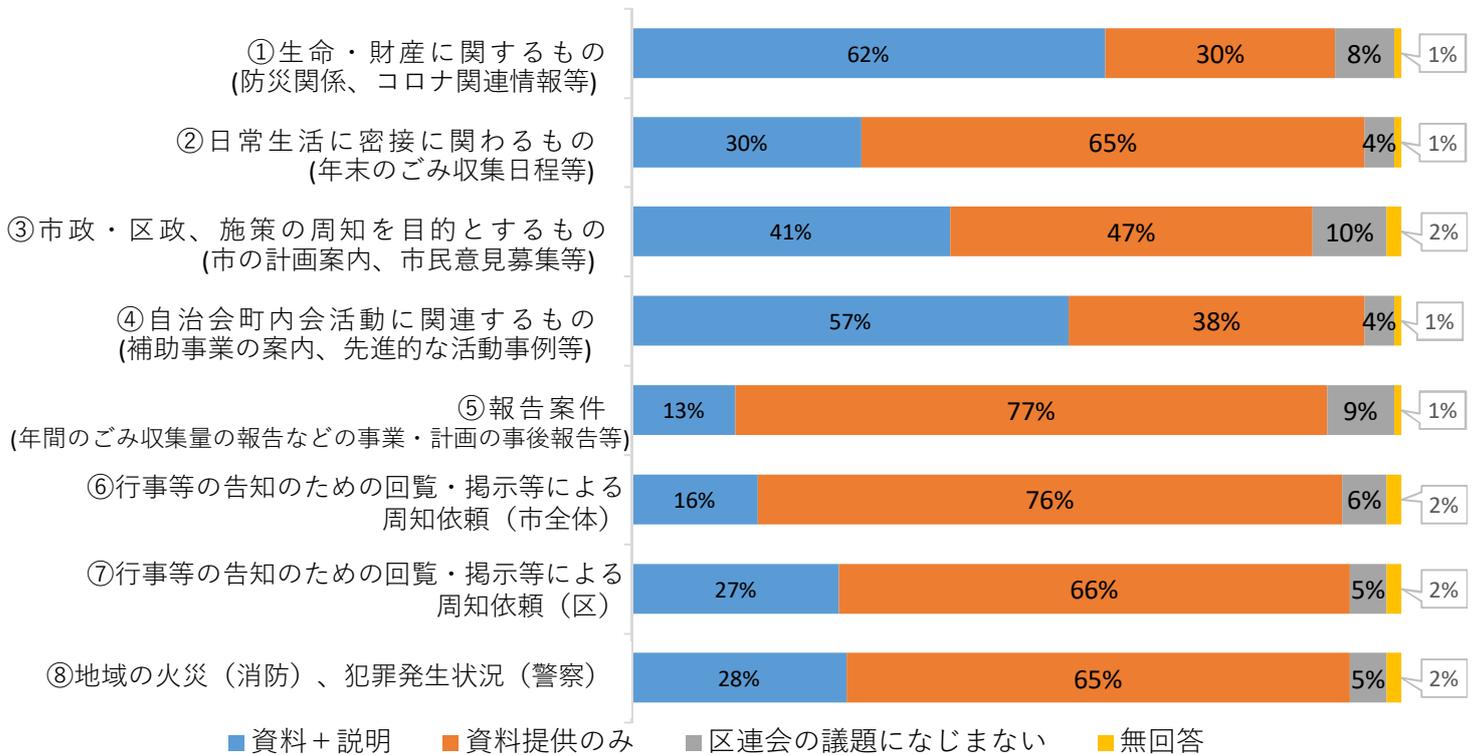
1 会長の情報



※20代以下、90代以上、無回答は該当なし

2 横浜市からの情報周知について

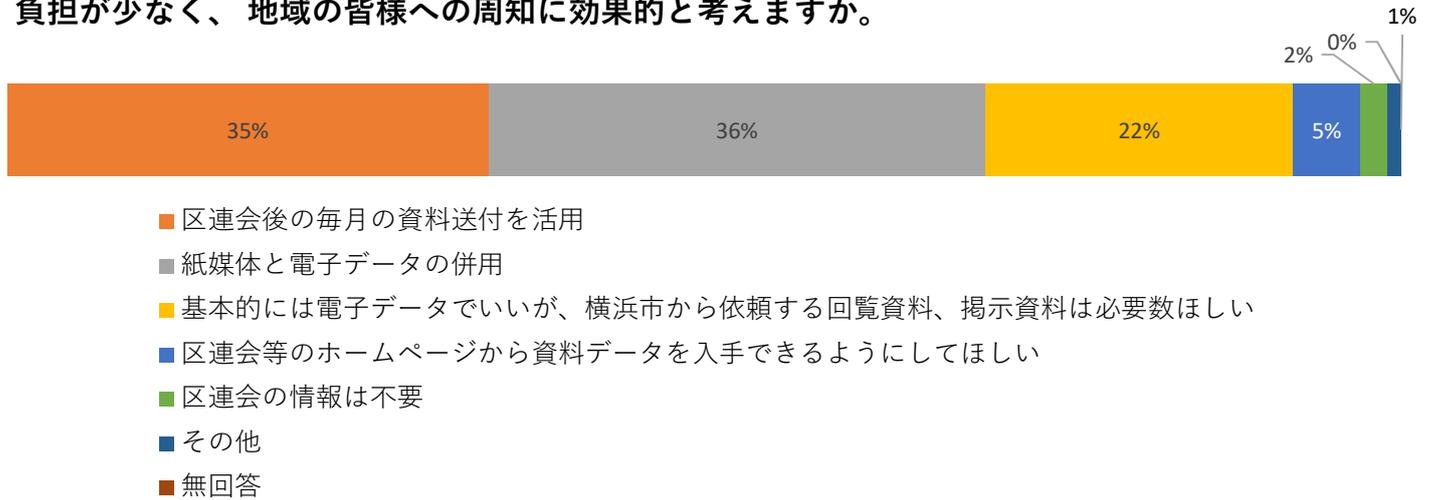
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



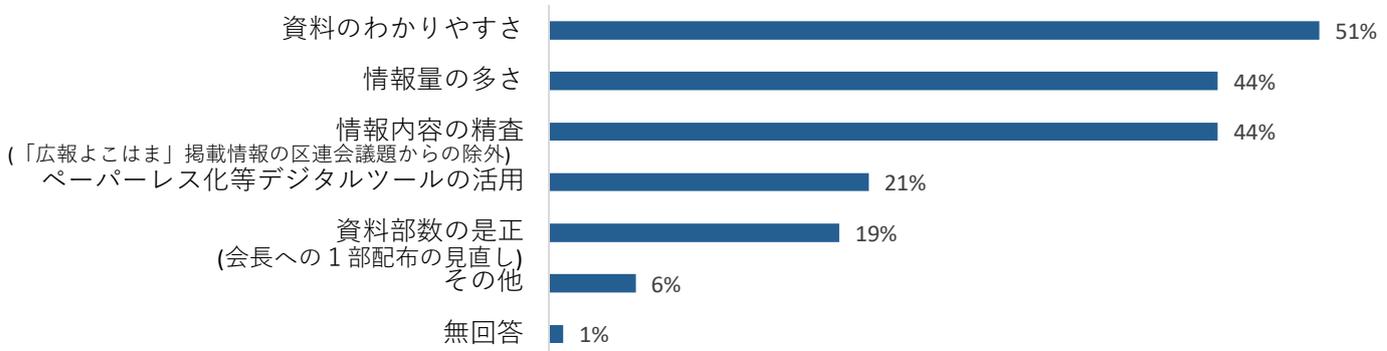
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

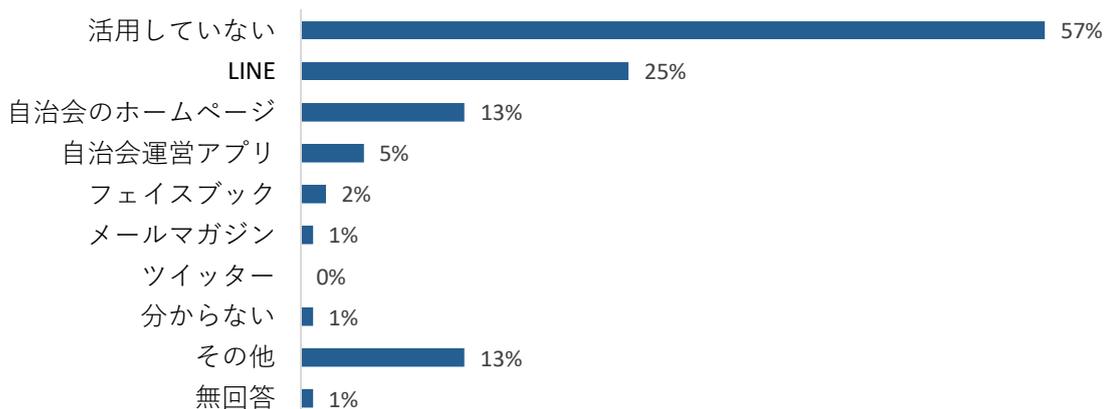


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

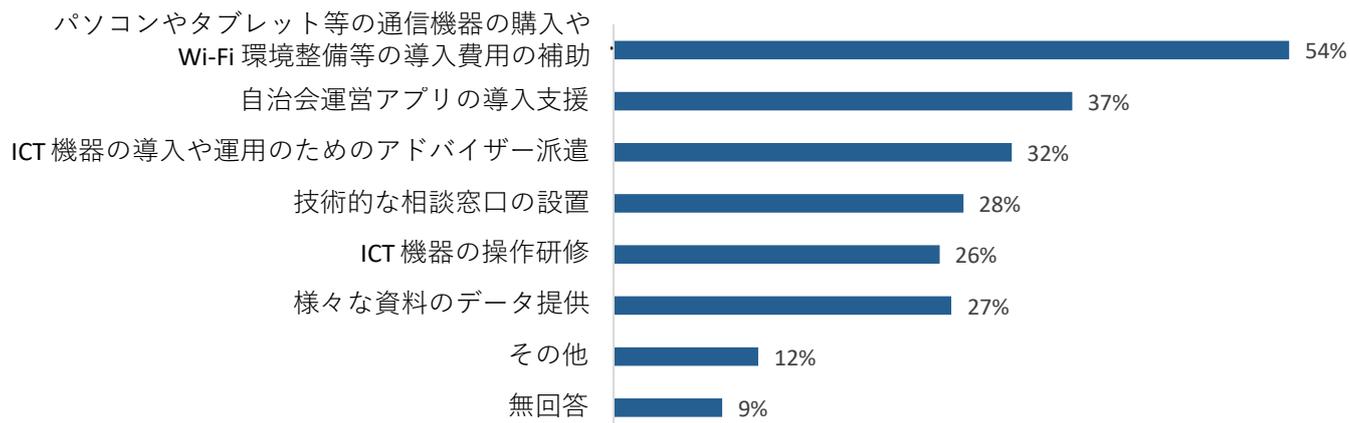
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



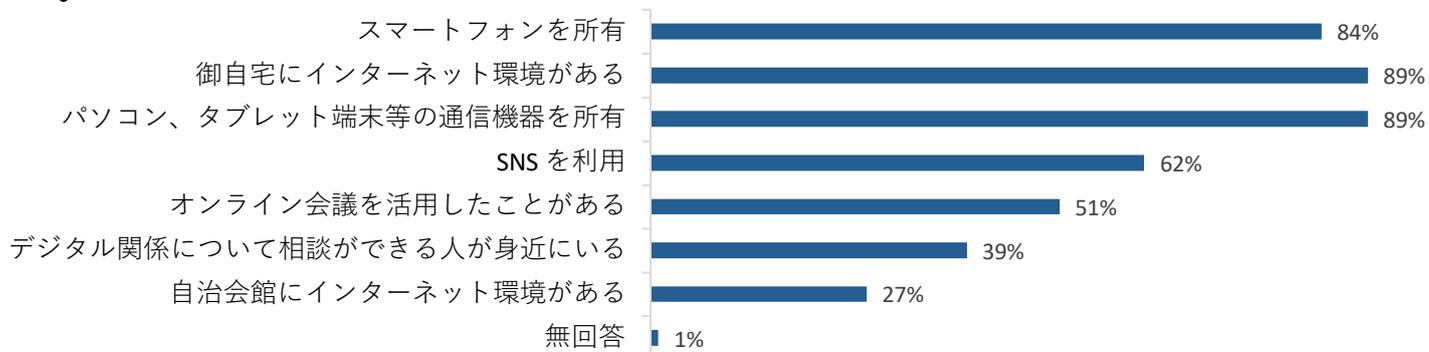
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。

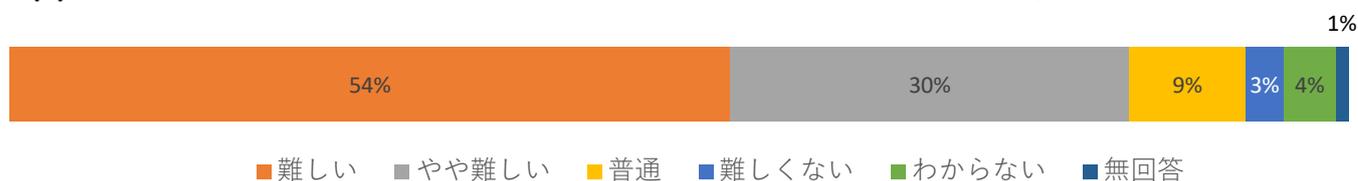


4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



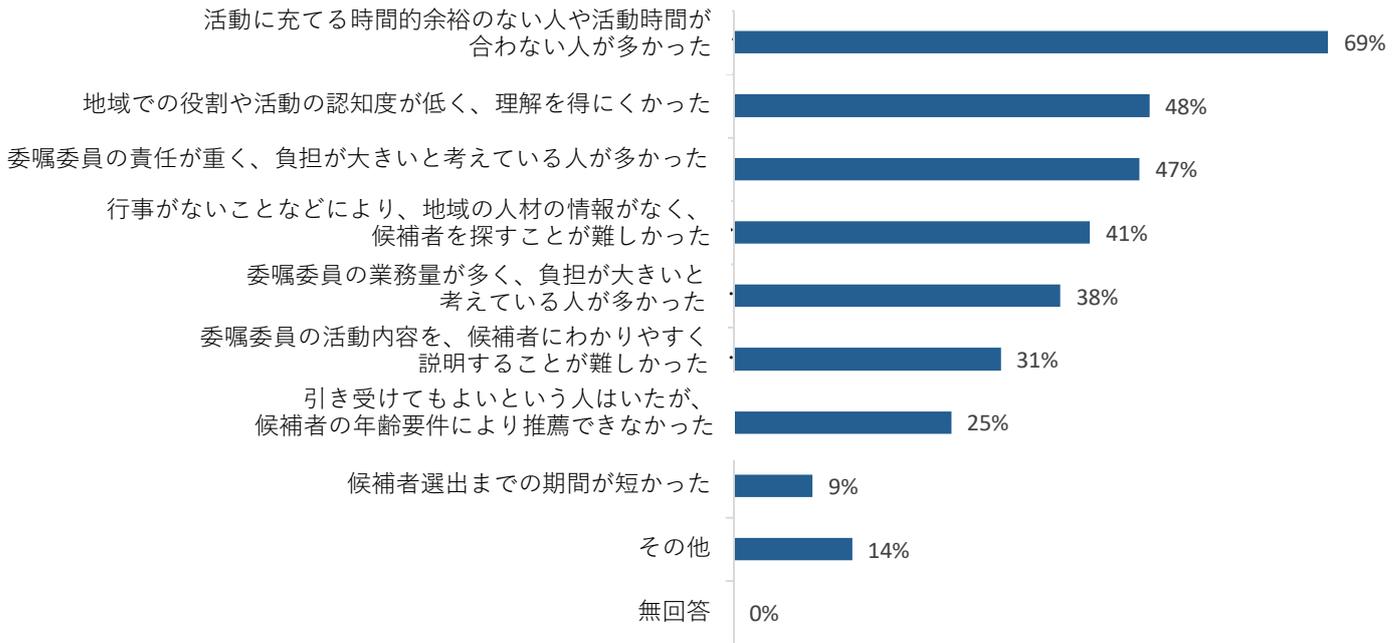
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

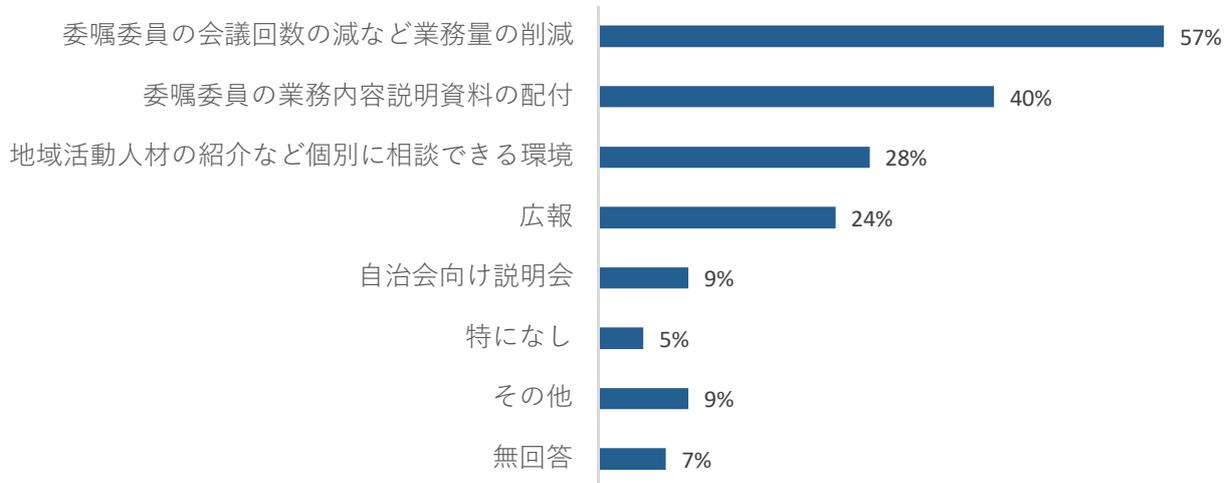
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=87)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=87)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

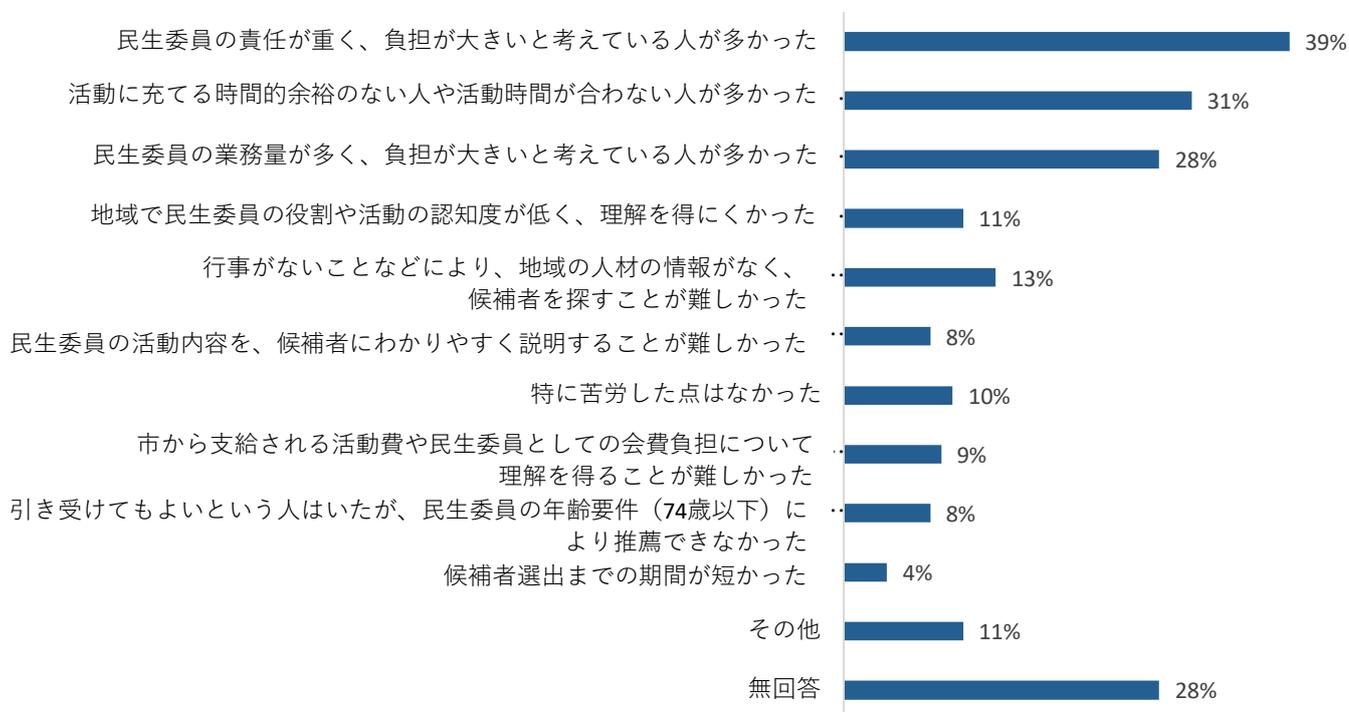
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



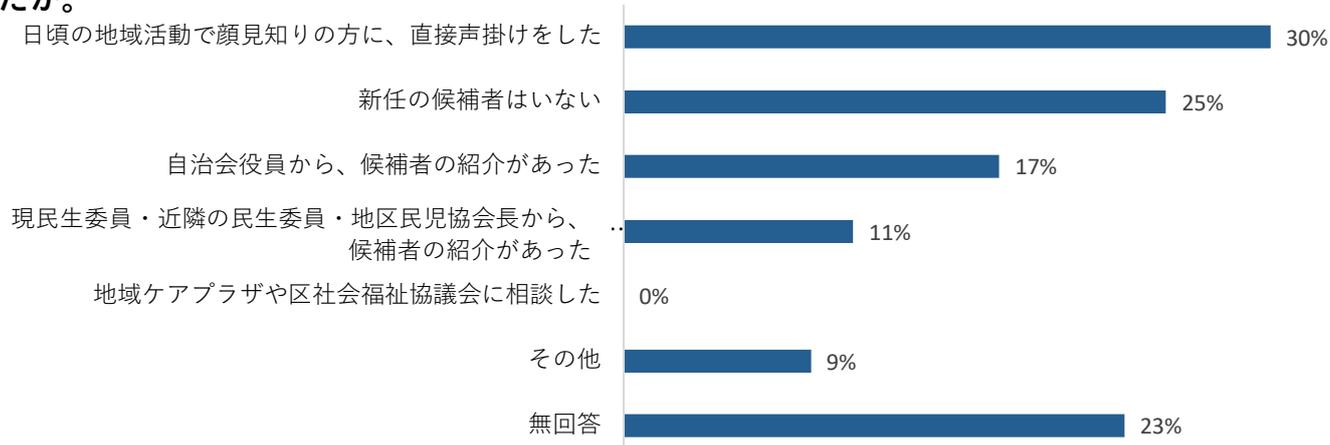
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

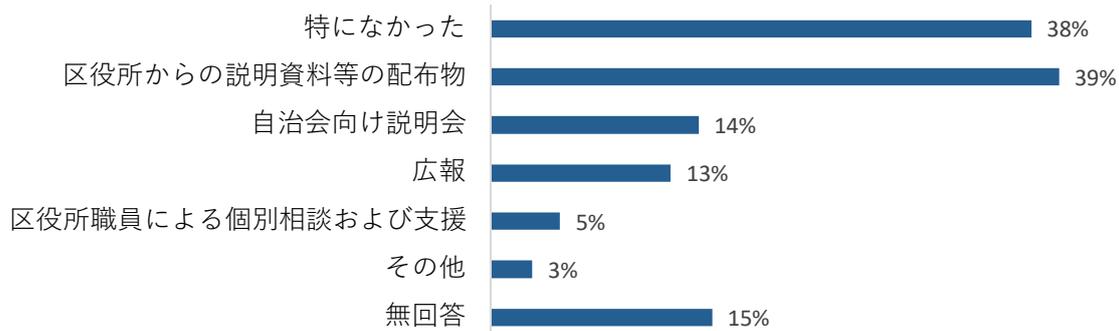
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

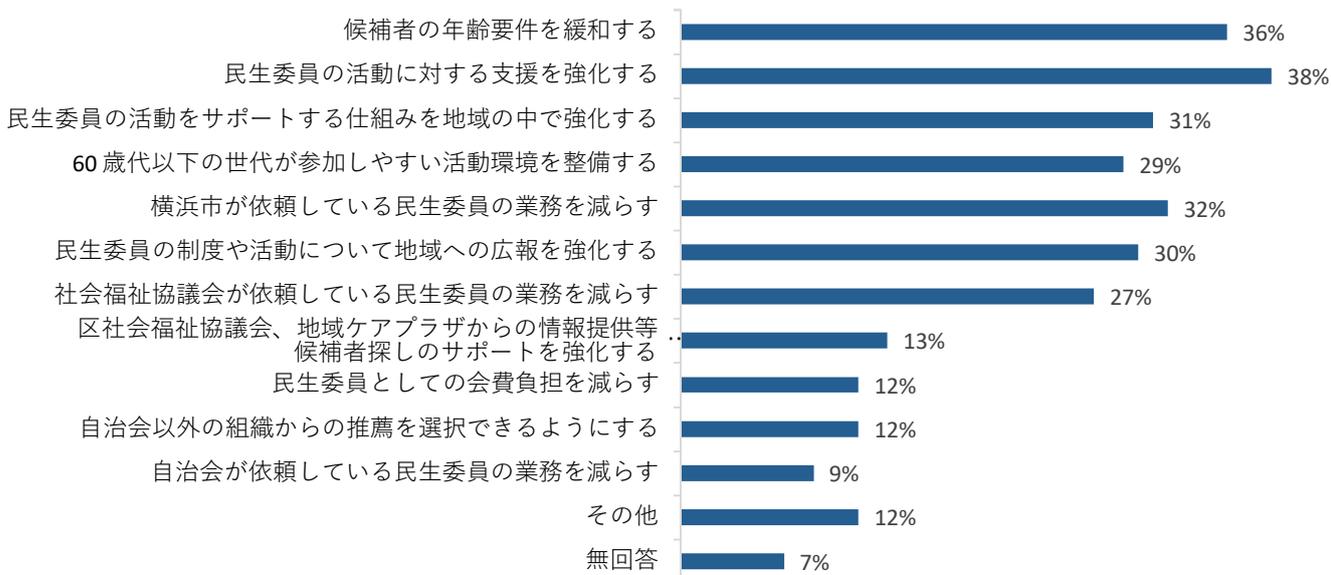


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

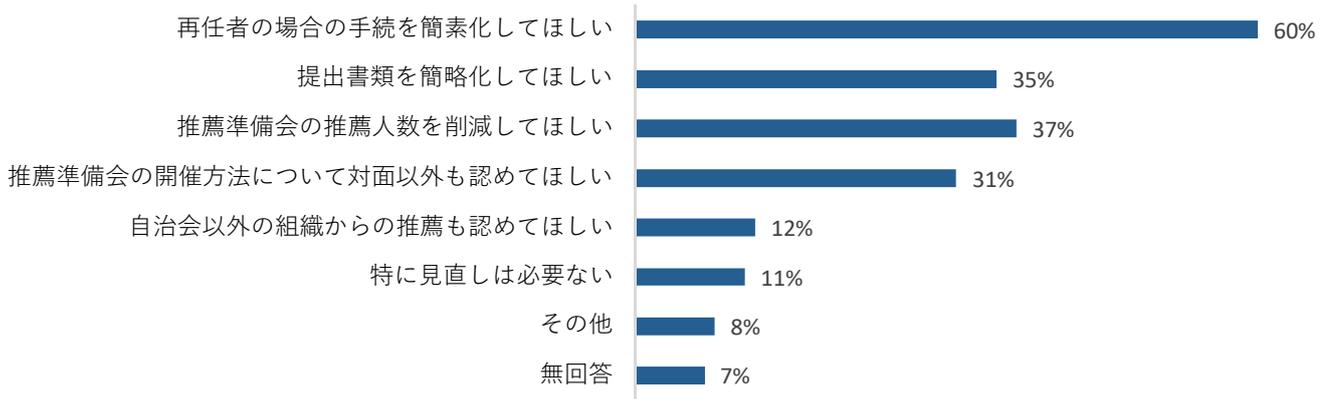


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

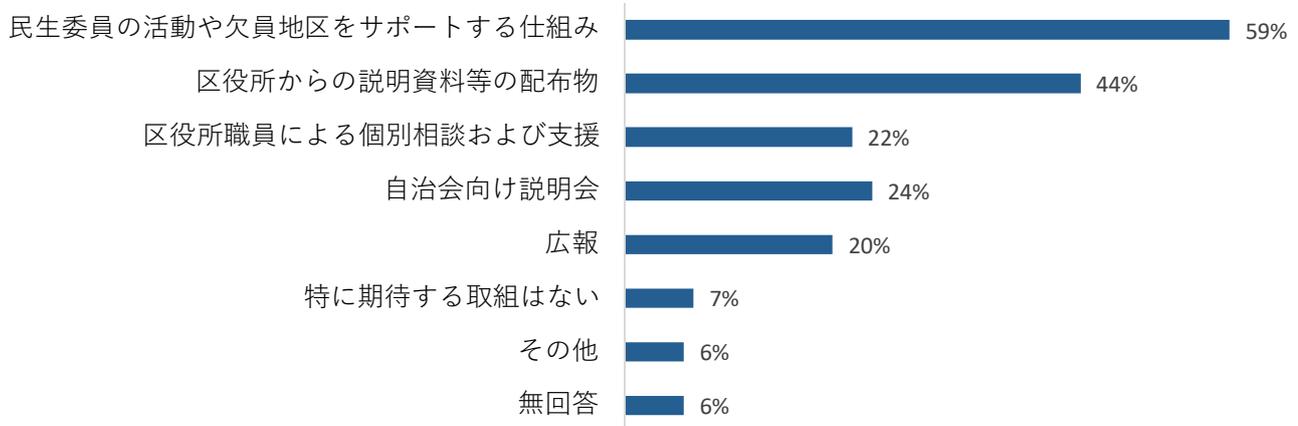


- 現状のままでよい
- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- その他
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

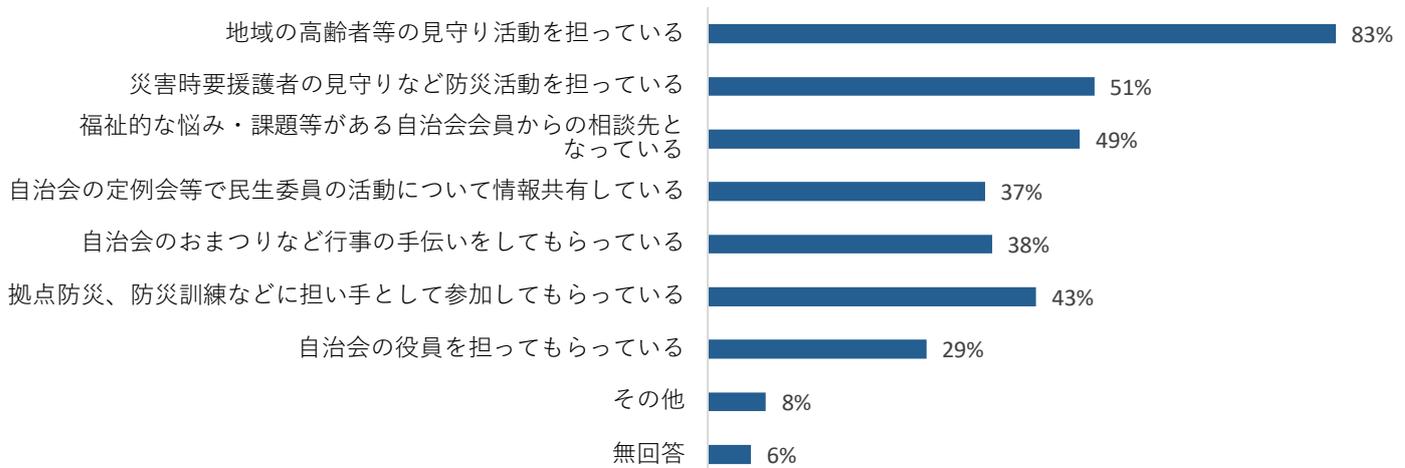


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

令和5年3月20日

自治会町内会長 各位

港南区役所地域振興課長

令和5年度

- 〔 ①地域活動推進費補助金 及び 地域防犯灯維持管理費補助金
②地域防犯活動補助金
③町の防災組織活動費補助金 〕

補助金の個別相談や申請受付について

上記補助金について、自治会町内会長や会計担当の方などを対象に、補助金の書類作成等に関する個別相談や補助金申請受付を行います。

なお、申請につきましては、事前申込制とさせていただきます。

ご希望の方は、別添申込書にご記入のうえ、ご提出ください。

【開催概要】

日にち	令和5年5月13日（土） 【午前の部】 9：00～12：00 【午後の部】 13：00～16：00
会場	区役所5階 地域協働ルーム
内容	担当職員が個別で補助金の相談や申請受付を行います。
持ち物	総会資料

【申込期限及び申込方法】

申込期限：令和5年4月21日（金）

申込方法：FAX、Eメールで送付又は地域振興課窓口にご持参ください

【平日でのご相談について（月曜日～金曜日 8：45～17：00）】

平日に地域振興課窓口での申請書類の提出や相談が重なりますと、お待たせする時間が長くなることもございます。

可能な範囲で、来庁日時を事前に電話などでご連絡いただくようお願いします。

お問合せ先：〒233-0003 港南区港南 4-2-10

港南区地域振興課 地域運営推進係 担当 星野、山崎、中島

電話：847-8391 FAX：842-8193

Eメール：kn-chishin-kuren@city.yokohama.jp

(記載例)

補助金個別相談等 申込書 (5月13日)

相談等を希望する補助金の時間に、第三希望までご記入ください。

	地域活動推進費	まちの防災組織 活動補助金	防犯活動補助金
09:00~09:30			
09:30~10:00			
10:00~10:30			
10:30~11:00			
11:00~11:30			
11:30~12:00	1	3	2
13:00~13:30	2	1	3
13:30~14:00	3	2	1
14:00~14:30			
14:30~15:00			
15:00~15:30			
15:30~16:00			

個別相談は希望する補助金のみの参加でもかまいません。

案内送付先 (担当者)	自治会町内会名： 港南町内会
	〒
	担当者住所：港南区 港南4-2-10
	担当者名： 港南 太郎
	担当者連絡先： 045-847-8391

FAX 送信票

送信先：港南区役所 地域振興課 FAX：842-8193

【申込み期限】

4月21日（金）**補助金個別相談等 申込書（5月13日）**

相談等を希望する補助金の時間に、第三希望までご記入ください。

	地域活動推進費	まちの防災組織 活動補助金	防犯活動補助金
09:00~09:30			
09:30~10:00			
10:00~10:30			
10:30~11:00			
11:00~11:30			
11:30~12:00			
13:00~13:30			
13:30~14:00			
14:00~14:30			
14:30~15:00			
15:00~15:30			
15:30~16:00			

案内送付先 (担当者)	自治会町内会名：_____
	〒
	担当者住所：港南区_____
	担当者名：_____
	担当者連絡先：_____

令和5年3月20日

各自治会・町内会 会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部港南区地区委員会
委員長 栗原 敏也
港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄
横浜市港南区社会福祉協議会
会 長 荻久保 頼則
神奈川県共同募金会港南区支会
支 会 長 市 村 喜 正

令和5年度 各種募金・会費の依頼額・目安額について

ようやく寒気和らぐ季節となり、日々ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
常日頃より、各種団体の事業につきまして、ご理解・ご支援をいただき心より感謝申し上げます。

また、各種団体の募金等に対するご協力についても、格段のご配慮を賜りお礼申し上げます。

さて、先般、各種募金企画委員会を開催し、令和5年度の募金・会費額についてご承認いただきました。

これに基づき、自治会・町内会様にご協力をお願いさせていただき令和5年度各種募金・会費等の依頼額・目安額について、別紙のとおり試算いたしましたので、何卒ご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、正式な依頼額・目安額につきましては、4月に開催される各団体の総会で承認された後、各団体の実施時期にあわせて別途お知らせし、お願いをさせていただきます。

(問い合わせ先)

港南区社会福祉協議会

電 話 8 4 1 - 0 2 5 6

令和5年度 各種募金・会費の依頼額・目安額一覧

NO	実施期間	名 称		依頼額 ・目安額 (円)	目的・配分先	
①	5月～8月	日本赤十字社会費		200	国際援助活動や国内の地震・風水害等による救援事業、ボランティアの育成・看護師養成・社会福祉事業の援助等に広く使われます。(8割) 港南区内の災害等救援事業や地域福祉活動・事業への助成、救急法講習会事業等に使われます。(2割)	
②	5月～8月	港南区社会を明るくする運動 実施委員会会費		10	青少年の非行防止や罪を犯した人達の立ち直りに取り組む更生保護事業団体や港南区社会を明るくする運動のために使われます。	
③	7月～10月	港南区社会福祉協議会 世帯賛助会費		50	港南区社会福祉協議会が行う地域福祉活動支援、広報啓発事業等に使われます。 例) 地区社協運営費助成、地区社協活動支援事業	
④	10月 ～ 12月	赤い羽根共同募金	一般募金	広域計画分	160	県共同募金会が県内の高齢者・障害者施設の設備改善や備品整備、障害者地域作業所の運営援助、在宅福祉サービス団体等への活動に配分します。
				地域計画分	105	港南区社会福祉協議会が、地域福祉事業を推進する施設・団体等へ事業費として配分するほか、区社会福祉協議会が行う広報活動等の事業費に使われます。
			年末たすけあい募金		65	港南区社会福祉協議会を通じて、申請のあった区内の社会福祉関係団体や地区社会福祉協議会に配分します。
			計		330	
合 計				590		

令和5年度 各種募金・会費の依頼額・目安額試算表

(単位：円)

実施期間	募金等の種類		依頼額・目安額	
			一世帯当たりの 依頼額・目安額	一世帯当たりの依頼額 ・目安額×対象世帯
5月～8月	日本赤十字社会費		200	〇〇,〇〇〇 円
	港南区社会を明るくする運動 実施委員会 会費		10	〇〇,〇〇〇 円
7月～10月	港南区社会福祉協議会 世帯賛助会費		50	〇〇,〇〇〇 円
10月 ～ 12月	共同募金	赤い羽根 共同募金	広域計画分 160	〇〇,〇〇〇 円
			地域計画分 105	〇〇,〇〇〇 円
		年末たすけあい募金	65	〇〇,〇〇〇 円
合	計		590	〇〇〇,〇〇〇円

※令和5年2月28日現在の自治会町内会加入世帯数に基づいて算出しています。

〔算出方法〕目安額＝{自治会町内会加入世帯数(〇〇世帯)－区内生活保護世帯の割合3%}×一世帯当たりの目安額

なお、依頼額・目安額については、区社協賛助会費は6月 共同募金各種募金は8月の自治会町内会加入世帯数に基づいて算出し直します。